

令和元年 12 月 20 日

◎土居委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

(午前 10 時 00 分開会)

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、24 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることとします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は部長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

《産業振興推進部》

◎土居委員長 それでは、産業振興部について行います。

初めに部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井上産業振興部長 それでは、産業振興推進部の提出議案につきまして御説明をします。当部からは、歳出の補正予算と、債務負担行為の追加を提出しております。お手元にお配りしております産業振興土木委員会資料、令和元年 12 月定例会（補正予算）の 1 枚目をお願いします。

補正予算の総括表になります。合計欄の補正額のところにありますように、部全体では 612 万 5,000 円の増額をお願いをしております。このうち人件費は、384 万 6,000 円の増額となっております。

主な理由は、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正による給料月額と勤勉手当の改定を反映させたことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、産学官民連携・起業推進課から、産学官民連携センターで実施をしております土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐 M B A の来年度のカリキュラムに関する広報等の準備作業を行う経費としまして、227 万 9,000 円の増額を計上しています。

続きまして、資料の①高知県議会定例会補正予算の 9 ページ、債務負担行為の補正追加になります。

下から 3 つ目にあります産業人材育成研修委託料としまして、3,025 万 8,000 円の債務負担行為を提出しております。こちらは、土佐 M B A の講座運営の準備に今年度から着手

をすることで、来年度の早い時期から開校できるよう債務負担行為をお願いするものです。

詳細につきましては担当課長から御説明をします。

以上で私からの説明を終わります。

〈産学官民連携・起業推進課〉

◎土居委員長 続いて所管課の説明を求めます。

最初に産学官連携・起業推進課の説明を求めます。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 産学官民連携・起業推進課の補正予算案について御説明をします。お手元の議案説明書補正予算の資料②の73ページをお願いします。

今回の補正予算は、産業人材育成研修等委託料の増額をお願いするものです。これは、産学官連携センターで実施していますビジネス研修土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAの実施に関する委託料です。現在の委託契約の期間は今年度末までとなっております。来年度の講座を5月から開講するためには、3月末までにパンフレットを作成し、4月当初から受講者の募集に取り組む必要があります。このため、本年度のうちに委託業者を決定の上、パンフレットを作成し、募集に向けた準備に取りかかろうとするものです。今回の増額補正予算は、227万9,000円となっております。

次に、74ページをお願いいたします。

こちらは令和2年度当初から、土佐MBAの講座の開催に係る準備に取り組むために必要となる委託料の債務負担行為をお願いするものです。今回の債務負担行為の予算は、令和2年度の委託料の上限を定めるもので3,025万8,000円となっております。

それでは、土佐MBAの令和2年度の取り組みにつきまして、参考資料のほうで御説明をします。参考資料の赤色のインデックス、産学官連携・起業推進課のページをお願いいたします。

まず、資料上の目的の欄ですが、土佐MBAは本県の産業を継続的に底上げしていくために、ビジネスの基礎力から応用、実践力までを身につけられる学びの場として実施しております。受講者のニーズやレベルに応じたカリキュラムを提供することで、本県の産業振興を担う人材の育成を図るものです。

その下の左側、これまでの成果にありますように延べ2万人を超える方々に受講いただき、ビジネスの基礎知識やスキルの向上、企業や事業者等の課題解決や販路開拓等による事業規模の拡大、新事業展開などにつながっております。さらには、受講者同士のネットワークが構築されてきたことで、お互いのビジネスに好影響を及ぼすとともに、コラボレーションによる商品も生まれてきております。

一方で、その右側ですが、事業を実施していく中で、県内企業や事業者等の抱える課題も見えてきましたことから、来年度は、その対策を講じていきたいと考えております。

課題の1つ目は、「事業者の成長につながる学びの強化」です。事業を取り巻く環境が大

大きく変化する中、企業は変化に対応し、新たなビジネスチャンスを見出し、事業を成長させていく必要があります。私どもが県内の企業を訪問する中では、多くの企業が新たな事業展開の意欲をお持ちであると感じておりますが、残念ながら、県内にはそのための必要な情報に触れる場やビジネスをどう生かすかを学ぶ場が十分ではありません。

そのため、右側の対策1のところですが、「新たなビジネスにつながる学びの提供」に努めてまいります。具体的には、その下のポツの1つ目ですが、経営戦略コースの中で成長している企業の事例を交えながら、プラットフォーム型ビジネスでありますとかM&Aなど新たなビジネスモデルを学ぶ場を強化いたします。

また、2つ目として、今後の事業展開に必要なとなってくるであろうIoTやSDGsを企業の戦略の中にどう取り入れていくのかを学ぶセミナーを経営戦略パワーアップ講座と題しまして、新たに設けたいと考えております。

2つ目の課題は、「事業者の課題解決につながる学びの強化」です。企業の皆様や支援機関からは、企業にとって大きな課題となっている人手不足によって、事業の維持や成長に支障が出ていることや、少ない人員で成果を上げるために、事業の効率化が必要というお話を多くお聞きいたします。

このため、右側の対策の2ですが、「事業者の課題解決につながる学びの提供」に努めてまいります。具体的な1つ目ですが、組織・人的資源マネジメントコースにおきまして企業の採用力の強化や、社員の定着率向上のために、こういった取り組みが必要なのかといったことについて、学ぶ部分を強化いたします。

また、2つ目として、事業マネジメント業務改善コースにおきまして、少ない人員の中で効率的に業務を進めるためのマネジメントの方法など、業務改善に関する内容を充実させていきたいと考えております。

3つ目の課題は、「小規模事業者の学ぶ機会の拡充」です。地域の経済を牽引しているのは、多くがその地域の小規模の事業者であります。時代の変化に対応していくためには、自社の事業を見直し、常に変化していくことが規模にかかわらず必要となってまいります。高知市から遠い地域では、学びの場を含め、その機会が不足しております。このため、対策の3として、「小規模事業者向けの学び場の充実」を図ります。今年度、小規模事業者を対象に、短い日数で自分の事業を見直すとともに、集客など実務に役立つ内容を学ぶ、ナリワイセミナーを四万十市と田野町で新たに実施しました。来年度は開催場所を高知市、物部川、高幡、幡多の4カ所にふやしまして、多くの小規模事業者の皆様に学びの機会を提供してまいりたいと考えております。

資料の下半分は、令和元年度と2年度のカリキュラムの対比を記載しております。

左側にありますが、本科、実科、専科という3科体制を維持した上で、事業者の課題解決や成長に資する内容をさらに強化充実するなど、より実効性のあるカリキュラムへとバ

ーションアップを図るものです。

最後になりますが、これらの取り組みによりまして、土佐MBAを受講された皆様が、その学びを御自身のビジネスにさらに生かしていただくことで、本県産業の継続的な底上げにつながりますよう努めてまいりたいと考えております。

私からの説明書は以上となります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 すごくいい取り組みになると思うんで期待をしております。小規模事業者向けのナリワイセミナーですけれども、どういったテーマでやられて、それに対して、ニーズがあったから場所もふやすということだと思いますが、そこはどんな状況ですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 今年度ナリワイセミナーにつきましては、先ほど申し上げたとおり、田野町と四万十市で開催しております。2会場で45名の方が参加しております。その中で、だれに何をどのように売っていけばよいのかという整理でありますとか、具体的な集客方法の習得とか、あるいは基礎的なマーケティングの会計の視点を学び、利益をアップするにはどうしていったらいいのかといった講座で開催しております。参加された方からは、非常に評判がよく、続けていただきたいという話もありました。

先ほど申し上げましたとおり、来年度これ4カ所にふやしまして小規模事業者の方も比較的出てきていただきやすいような時間帯ということで、夜間に成果報告会も含みますけれども、延べ5回で開催をしたいと考えております。

◎依光委員 いい講座やと思います。募集はどういう形で、どういう方が集まっているのか。小規模事業者ということだと、経営支援課のほうで商工会とか商工会議所のやっている企業と結構かぶるところがあると思うんで、何か連携してできることがあれば、すごくいいなと思うんですけれども、どういうところに募集をかけていますか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 今年度につきましても、事前に市町村でありますとか商工会のほうに御説明に上がりまして、こういった講座を開催するというので、地域の個人事業者の皆様であるとか、小規模事業者の方に呼びかけをお願いしてまいりました。

今年度参加された方では、食品製造でありますとか、小売りサービス業、あるいは宿泊業であるとか、いろんな方に参加していただいていますので、引き続き市町村、商工会のほうに声をかける中で、できるだけ多くの方に参加していただきたい。それをすることによって、高知市のココプラのほうで本科の講座をやっておりますけれども、次にそちらのほうに参加していくような機会につなげていきたいと考えております。

◎依光委員 商工会にも声かけていただいて、次のステップも紹介していただけるということなので、また、ここからMBAの本科のほうにも入ってきていただけるように。

それともう1点、上のほうの採用とか定着率、あるいは人材マネジメントのところですが、ここが結構切実になっていると思います。そのときに、採用に関してもある意

味、競争というか、同じ企業で結構同じ人を取り合いするみたいな状況もあって、ここら辺を各企業が魅力アップにつなげて、移住と連動して、パイをふやすこともしないといけない部分もあるかと思うんですが、そういう意味でいくと、今おる人の定着率という話もあって、業態によっては忙しい時期と少ない時期があって、そこら辺を組み合わせると何とかせんといかんのかということも最近いろいろ聞くんですが、ここの課題解決という意味で新しい視点が出てきたとか、そこはいかがですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 組織・人的資源マネジメント構想の中で、来年度、採用強化でありますとか定着率向上のための内容を強化したいと考えております。最近の状況として求人しても、委員おっしゃったようになかなか集まらないであるとか、あるいはすぐにやめてしまうということがあります。いかにミスマッチを防いでいくか、移住された方の中には、いろんなお仕事を組み合わせる中で生計を立てていかれる方もいらっしゃると思います。ミスマッチをなくすということの中では、労務管理といいますか、給与制度あるいは人材育成含めて、そういったことをやっていくような視点で、講座を組み立てていきたいと考えております。

◎黒岩委員 新たにSDGsのセミナーを開設することになってはいますが、多種多様で、これは絞り込んでやるのか、講師陣も含めて、どんな考え方、計画をされていますか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 今年度のビジネストレンドセミナーの中で、慶応大学の蟹江先生にお越しいただきまして、1度講義を開催しております。それを踏まえて、次年度の開催になるわけですが、本県に限らず、SDGsの取り組みは進んできておりますけれども、まだまだ大企業を含めて、これからというところだと思います。

そういう意味では、まず、なぜこれをやるかということで、その部分を中心に3回程度の講座をやっていきたいと思っています。その中で、次にどうやっていけばいいのか。自分の会社の中で、何をしていけばいいかという形で続けていきたいんですけれども、なかなかすそ野の部分、入り口の部分で、いかに理解していただくかが非常に大事だと思いますので、来年度はそういったことを中心にやっていこうと思っています。

◎黒岩委員 それでこの委託料が出ているんですけれども、これ1年ちょっと、準備期間も含めてということですが、これ毎年1年ごとですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 前は平成29年度に債務負担行為を出させていただきました。平成30年度と今年度という形で、12月議会を出させていただきました。今年度につきましては、知事が交代されるということもありましたので、必要最小限度ということで、1年になっております。

◎黒岩委員 実際、これまでの経験からして、やりたいところは、多数あるんですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 私どもこの後、予算お認めいただきましたら、具体的にプロポーザルに入っていきますけれども、大体2社、3社の方が説明会に参加されて、

その中でプロポーザルを受けるということでやっております。

今委託をお願いしておりますのはアビリティセンターというところで、本社は愛媛県の松山で人材ビジネスをやっているところです。このMBAにつきましては、初年度は別の会社でしたが、それ以降はアビリティセンターのほうをお願いしております。

◎梶原委員 年々受講者も順調にふえてこられて、そしてまたいろんな起業したり、成果があがったり、そういったものも広報等々で目に見えていっている中で、いろんな社会の変化に対応して、このコースなんかもよりよきものに変えていくと、今の課題に対してやっているんですけども、実際その事業創出コースとエグゼクティブコースを廃止ということで、内容においてはその一部を組みかえる、また、受講のハードルを下げのために短期間のセミナーに変えると。実質この2つのコースに限っては、受講の数であるとか、内容であるとか、受講生のニーズであるとか、そういったものはどういうのがあって組みかえられるのか、その辺をもう少し詳しく御説明いただけますか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 事業創出コースにつきましては、今年度、定員に対しまして、大体半分ぐらいという状況でした。私ども起業推進課では、起業に関するプログラムをやっておりますので、そういったことも含めまして、次年度につきましては事業創出コースのうちのIoTに関する部分だけ続けて、右のほうにありますけれども、経営戦略パワーアップ講座の中で実施をしたいという形で、若干組みかえをするものです。

エグゼクティブにつきましては、資料にございますが、土佐経営塾と経営者向けの講座ということで2つ開催しております。これにつきましても、経営塾で大きく展開していく、続けて実施していくということです。私も経営者の方に企業訪問した中でお聞きしたところでは、例えば、金融機関のほうでやってる事業、ビジネスコースのようなものがあったりであるとか、あるいは東京とか大阪のほうに出て行かれて、結構いろんな講座を受けられていることがあったり、そういったこともありまして、来年度は経営塾を中心に、ビジネスコースの一部を取り出してやることで対応していきたいと考えております。

◎梶原委員 わかりました。今のこの課題、ほんと人手不足であるとか、先ほど言われた定着率の向上であるとか、採用をいかに強化するとか、それが必要なものもちろんですし、事業創出コースに至っては、半数ぐらいしか来られなかったということですが、ここもただ、今ある事業対応をしっかり成長させるということも大事ですけども、ゼロからものを生み出す、ゼロから新たな事業が成功すれば、そこにかかわる人とか仕事ができる人の数なんかも飛躍的に伸びるところがあるので、事業創出コースがなくなったからといって、全くしないというわけでも、もちろんないと思いますが、その視点もしっかり残していただけるように、ぜひ期待をしております。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 来年度の事業で予算の策定中ですけども、来年度は起業につきましても体制を強化するというところで考えておりますので、その中でも事業創

出の部分については、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

◎大石委員 梶原委員と関連するんですが、起業とかは非常に重要だと思いますし、今、高知版 Society5.0 とかで、特にまた起業させたりとかあると思うんですけども、2万人ぐらい輩出されている中で、特に優秀な学生とかいると思うんですよね。表彰とかいう制度はないのかもしれませんが、そういう人たちをより育成していくといたしますか、ここで目をつけた特に優秀な人、そういう人たちに起業を促していくとか、県として、さらに、そういう人とコミットしていくような、そういう仕組みは現状あるんでしょうか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 今年度はスタートアップ、企業と連携して事業をやっております。この中で、先ほど委員がおっしゃられたような学生の方、あるいはもう少しとんがったといたしますか、先進的な急成長するような事業を取り組みたい方なんかを募集しております。そういった方を育成していく段階かなと思っております。そういった方が、たくさん出てくることで、次に起業の中の支援をしていきたいと思っておりますが、現段階では、そういった方を募集して、いろんなノウハウなんかの視点であるとかを学んでいる段階です。

◎大石委員 県がいろいろビジネスコンテストやったりとか、以前からいろいろあると思うんですけども、大体、何となくやりっぱなしになっているような気がするんですよね。だから特に優秀な人は囲い込んでいくといたしますか、ずっと目をつけて、これはある種、人材バンクみたいなもんですけれども、そういう仕組みも、せつかくこれだけ人材輩出しているので、人材バンク的な使い方をできるようなことも、今後御検討いただけたらなと思います。これは要望みたいなもので、以上でいいです。

◎田中副委員長 一番根本的なことになるんですけども、この表にあるように、近年特に受講者の数が飛躍的に伸びてきている、順調だと思うんですけども、まだ年度途中ですが、令和元年度の状態はどんな感じですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 講座数の増減がありますので、延べ人数が少し比較しにくいところがあるんですけども、実人数で申しますと昨年度が大体900人ぐらいでした。今年度も同じぐらいか若干上回るペースでこれまで講座を開催してきておりますので、まだ若干、年度末に向けて幾つか残っておりますけれども、実人数では、ほぼ前年度と同じような感じではないかなと考えています。

◎田中副委員長 どうしても計画を立てているので、そこを追ってしまう部分があると思うんですけども、中身のほうが、大事になると思いますので、そういった意味で、来年度以降もニーズに合った形で講座が開設できるように、ぜひお願いをしたいと思います。

◎大石委員 この受講者の中で、いわゆる単独で受講する方と企業から派遣される方、両方いらっしゃると思うんですけども、その割合はどんな感じになっていますか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 会社で受講される方が大体3割になっています。今年

でいいますと、例えば、高知大丸が会社全体で申し込みいただいていますので、来年度以降もそういった形で、企業で申し込んでいただくことを続けてやっていきたいと思っております。

◎大石委員 それは非常に重要だと思うんですけども、そういう中で、例えば、商工会議所とか土佐経済同友会とか、いわゆる経営者の皆さんのこの講座に対する評価はどんな感じですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 年に一、二度、そういった団体の方とも意見交換をしております。MBAにつきましては、非常に評価をしていただいております、傘下の企業といいますか、そういった方にも積極的にPRをしていきたいというお話をいただいております。

◎大石委員 そういう中で、これを受講した人が、例えば、人事上ちょっとポイントがつくとか、企業の中で評価されることが出てきたら、また、ほかの企業の皆さんも行きやすくなったりとかがあると思うんです。そういうのは企業の皆さんに働きかけていったりとか必要じゃないかと思うんですが、そのあたりはどうですか。

◎坂田産学官民連携・起業推進課長 受講者全体をふやしていく取り組みと、そういった方が、それぞれの企業で学んだことを生かしていただくということは非常にリンクする部分だと思いますので、団体等とのお話の場でも、そういう話をさせていただきたいと考えております。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で産学官連携・起業推進課を終わります。以上で産業振興推進部を終わります。

《中山間振興・交通部》

◎土居委員長 続いて、中山間振興・交通部について行います。

初めに部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎川村中山間振興・交通部長 説明に入ります前に1点御報告をしておきます。本日から航空路線高知～神戸線が運行開始となりました。先ほど、濱田知事御出席のもと、就航記念の式典を行ってまいりました。神戸から高知への初便の搭乗率は70%以上あったという御報告を受けております。今後しっかりと利用促進に努めてまいります。

それでは、所管の提出議題につきまして御説明します。②議案説明書補正予算の77ページをごらんください。

中山間振興・交通部につきましては、中山間地域対策課が1件、鳥獣対策課が1件、交通運輸政策課が2件、合わせて1,584万9,000円の増額補正をお願いしております。

補正の内容としましては、中山間地域対策課と鳥獣対策課につきましては、人件費の増額補正。交通運輸政策課につきましては人件費の減額補正と航空路線の新規就航に伴う増

額補正となっております。3課の人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。

次に、81ページ、交通運輸政策課のもう1件の補正予算につきましては、先ほど御報告しましたように、本日12月20日に就航いたしましたフジドリームエアラインズの神戸路線の開設に伴い、航空路線利用促進事業委託料、航空路線維持対策事業費補助金、航空路線利用促進事業費補助金の増額をお願いするものです。

航空路線利用促進事業委託料は、神戸線の周知を図るため、県が県内で行うPRなどに要する経費で、一般社団法人空港振興環境整備支援機構の助成事業を活用することとしております。航空路線維持対策事業費補助金は、神戸路線につきまして高知龍馬空港の着陸料相当額等の運航経費を航空会社に補助するものです。航空路線利用促進事業費補助金は、路線の利用促進のため、航空会社が実施する路線のPR事業に対する補助を行うものです。

また、このほか報告事項が1件ございます。とさでん交通の取り組み状況等についてですが、とさでん交通の本年度の4月から9月までの上半期の営業実績等について御報告をします。

人件費以外の補正及び報告事項の詳細につきましては、交通運輸政策課企画監及び交通運輸政策課長から御説明をします。

私からの説明は以上です。

〈交通運輸政策課〉

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に交通運輸政策課の説明を求めます。

◎中畠交通運輸政策課企画監 交通運輸政策課です。フジドリームエアラインズ(FDA)が現在3往復をしております名古屋小牧の路線に加えまして、本日、先ほど部長からも御説明ありましたように、神戸路線を1日2往復、新規に就航をすることになりましたので、この運航の支援などにつきまして御説明をいたします。それでは、お手元の資料のうち、②議案説明書の81ページをお開きください。

3交通運輸政策費の補正額は719万6,000円です。右の説明欄、2広域公共交通対策事業費の補正額は1,745万4,000円です。先ほど部長から総括説明いたしました、委託費と補助金で実施を予定しております。それぞれの事業については、お手元の委員会資料の赤のインデックス、交通運輸政策課の資料で御説明をいたします。

フジドリームエアラインズ(FDA)高知～神戸路線の新規就航に伴う支援をごらんください。本日、高知～神戸路線の間を約45分で結ぶ朝夕2往復の路線の運航が始まりました。今朝7時50分から濱田知事を初め、FDAの三輪社長、また南国市長、大阪航空局の高知空港事務所長、また、高知空港ビルの社長などに御出席をいただきまして、FDAと

県との共催による神戸路線の就航記念式典をとり行いました。

この資料には記載をしておりますが、朝の便は高知を8時40分、夕方の便が神戸を18時20分と、観光やビジネスで1日を有効に活用できるダイヤの設定となっております。また、大人の普通運賃が片道1万8,500円ですが、最安値は4,351円、よさこいの語呂に合わせて販売をされております。

資料の一番上の目的のところにありますように、就航に伴う航空ネットワークの拡充によりまして、県民の皆様の利便性向上と交流人口の拡大による県経済のさらなる発展につながるよう、他部局とも連携をしながら、神戸路線の開設を最大限活用してまいりたいと考えております。

次に、資料の中ほどの就航によるメリットの1つ目は、鉄道・バスなどの公共交通機関や伊丹、関西の航空路線に加え、新たに神戸路線が加わることで、関西圏への移動手段が多様化することです。2つ目は、高知龍馬空港と関西の3空港が直接空路で結ばれることで、関西圏との交流がますます進むことが期待をされます。

このことによりまして、資料の右のほうに記載をしておりますとおり、観光や帰省での利用などの増加や国内旅行の多様化といった、県民の皆様の利便性が向上するほか、地産外商などビジネス面で一層の利用促進が図られると考えております。また、その下の新たな観光客の創出として、神戸だけでも約152万人の人口のある大都市圏からの取り込みなどを初め、リピーターの乗り継ぎ利用の増加など、観光客の増加にもつながると考えております。

次に、左中ほどの高知龍馬空港の利用者の目標値につきましては、昨年5月に設置をいたしました高知龍馬空港航空ネットワーク成長戦略検討会議において設定をいたしました空港利用者の目標値と利用状況をあらわしております。平成30年度の153万人に対して、令和3年度の目標を180万人としております。神戸路線の利用者見込みにつきましては、運航機材の提供座席数が85席で、FDAからお聞きしておりました就航による当初の目標搭乗率が80%でしたので、これに1日2往復の4便を年間で運航されると仮定をいたしまして、約7万人と想定をしております。この高知～神戸路線の就航によりまして、新たな需要の創出と、さらなる利用者数の増加を目指して、航空会社とともに取り組みを進めてまいります。

次に、左下の県経済の高い経済波及効果を期待の欄をごらんください。ここでは、先ほど説明いたしました神戸路線の想定利用者数の約7万人のうち、団体旅行で本県を訪れる県外観光客の総消費額を約1億4,000万円余りと見込んでおります。また、生産誘発率を乗じた経済波及効果は年間で2億2,000万円と試算をしております。

次に、右下の令和元年12月補正予算見積額及び内訳をごらんください。今回お諮りをいたします12月補正予算の見積もり内容について御説明をいたします。

まず、①航空路線維持対策事業費補助金の995万4,000円は、航空会社が国に支払う高知龍馬空港への着陸料と、航空管制に必要な無線施設などの航行援助施設利用料といった運航に要する経費の定額の補助金を計上しております。

次の②の航空路線利用促進事業費補助金の500万円は、神戸路線の利用促進を図るために、航空機を利用した旅行商品の造成や、高知県内でのテレビCMなど航空会社の取り組みに対して定額の補助を行うものです。

次の③航空路線利用促進事業費委託料の250万円は、県の事業として、神戸路線の利用促進を図るための予算を計上しております。具体的には、神戸市内で交通広告を活用して高知路線の認知度を高めるためのPR活動を計画しております。この事業費の財源は、さきに部長からの総括説明がありましたとおり、国の外郭団体である一般社団法人空港振興環境整備支援機構からの助成金を充当する予定です。また、県の広報の媒体の活用やマスコミの協力を得て、航空会社のPRを行うとともに、高知県大阪事務所とも連携をしまして、高知県人会など県にゆかりのある団体や企業を通じたPR活動を行うなど、路線の認知度の向上と路線の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

本日の高知～神戸路線の開設をいただきましたFDAですが、平成23年に他の航空会社が同じ名古屋小牧路線から撤退をされた後、平成の25年に1往復の路線で再開をいただいております。その後、平成30年に2往復、本年の3月に3往復と、本県の航空ネットワークの拡充に大変貢献をいただいております。神戸空港の路線開設にあたり、多くの候補者の中で本県の就航を決めていただいたのは、これまでの地道な利用促進の取り組みの中で築いてきました信頼関係と、本県の支援制度などがあったことが要因ではないかと考えております。

今後は、路線の定着を目指し、航空会社とともに路線を育てるというスタンスで就航先の神戸市や、関西の3空港を運営します関西エアポートなどと連携をいたしまして、利用促進に取り組んでまいります。

以上で、私からの説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎石井委員 関西方面他空港からの乗り継ぎということで、FDAにこの間、委員会でも話を聞きに行って、地方都市間を結ぶFDAということで、高知から神戸もこれからどんどんPRして広げていけばいいんですけども、それから先にまた、なかなか簡単に行きづらいような地方都市間、高知からもう一つのところという乗り継ぎのほうも、高知県のほうでもアピールしてもらいたいし、その都市のほうでも高知就航記念ということで、つながれるような路線が、名古屋からもあるかもしれませんけれども、神戸から行くほうがまたより利便性がいいということもあると思うんで、その辺どうですか。

◎中畠交通運輸政策課企画監 今回、神戸路線開設に当たりまして、FDAがチラシなど

も作成しております。こちらのほうに、高知路線だけの説明ではなく、高知路線から先の乗り継いでいける路線も紹介がございまして、一つ御紹介いたしますと、高知を出て、神戸乗り継ぎで出雲まで行けるダイヤの設定がございまして。朝の8時40分に出ますと、神戸を乗り継いで出雲には15時過ぎぐらいに着く設定とか、あるいは8時に出ますと午前11時前ぐらいに松本へ乗り継げるダイヤ設定もございまして、こういう乗り継ぎダイヤも含めた御紹介もして、その先にも行けることをPRしていきたいと思っております。

◎石井委員 パンフレットがあるということで、それは航空会社からの利便性の向上で、ダイヤの時間帯なんかも見直してもらって、どんどん広げてもらえばいいんですけども、例えば、出雲なら出雲と高知県が一緒に、そういう乗り継ぎ便で交流ができるような行政間というか、そういう県同士、都市同士で話をして盛り上げてもらいたいと思うし、今回、就航記念キャンペーンみたいなもので何かいい商品というか、さっきのよさこいの最安値は、就航記念キャンペーンではないかもしれないけれども、何かそういうのってあるんですか。あと、都市間で一緒に、盛り上げていくような取り組みとかは何かないですか。

◎中畠交通運輸政策課企画監 乗り継ぎ先の就航地とまではいっておりませんが、今回、直接結ばれる神戸市とは、既に相互で利用促進策を打っていきましようということで連携しています。けさも神戸市から初便でお越しいただいて、そのまま折り返し便で帰っていただきましたが、今後、相互で都市間での利用促進策を打っていこうと、話を進めているところです。

◎石井委員 僕のイメージで申しわけないんですが、神戸に行くんだったら車かな。飛行機ではちょっと高いかなとか悩んでしまうんですけども、地方都市間でもう一つ簡単には行けないところに行けるとなると、これはおもしろいし、乗りたいなと幅が広がると思いますんで、その辺をうまくPRして、就航がどんどん広がっていく形でやるのがいいと感じましたので、ぜひ頑張ってください。

◎明神委員 ことし委員会でFDAの名古屋の本社を訪れたときに、四国中央市が空港利用する場合には、一番高知空港が近いというお話をいただきましたけれども、ぜひ、高知～神戸路線が新たに就航されたことを四国中央市の皆さんにPRして利用していただくようによろしくをお願いします。

◎大石委員 1点だけ。FDAの間も行ったというお話がありましたけれども、FDAも運航をやめる線もありますよね。始まったばかりでこのようなこと聞くのも恐縮なんですけど、搭乗率の目標をどれぐらいに見ているのかということと、それから、このラインを割り込んだらちょっと厳しいという判断もあろうかと思うんですけども、そのあたり一応、時間軸として何年間様子を見るとか、そういうことがあるのかお伺いしたいのですが。

◎中畠交通運輸政策課企画監 FDAの路線、現在結んでおりますのは名古屋線です。名古屋線のほうは、当初1往復のときには、さすがに搭乗率は現在ほどまだ高くなかった。

現在、70%近くになっていますけれども、そういう状況でありますので、その当時からすると一定安定して路線定着していったかなと。2便化、3便化するにつれて、そういうことになってきているとは思いますが、名古屋についてはそれほど心配していないというところでは。

ただ、これから始まります神戸ですけれども、前に社長がお見えになって路線開設するときに記者会見をされておりました。そのときに、目標とされる搭乗率を約60%ぐらいを見込むという形で発表されておりましたので、それが一つの目安かなと思います。ただ今回、初日にはありますけど、その目標率は相当超えております。御祝儀かもしれませんが、超えているという状況ですので、一つの目安は、目標設定されています60%がどうなるかだと思います。

◎大石委員 もう一つ質問したいんですけれども、年度別に区切っているわけじゃないんでしょうが、何年かに1回見直しがあるのかとか、そのあたりは。

◎中畠交通運輸政策課企画監 利用促進策については、当初3年をめどに利用率に応じて定額を、その後、利用率が一定安定するなら減額をするとかいう形もありますが、もしそこで利用率が落ちて、一考が必要だというようなことになりましたら、また、復活をするという、そういう考えでおります。

◎田中副委員長 本日、神戸路線新規就航で大変、明るいニュースで、特に濱田知事になられて、議会でもそうですけれども関西圏とのつながりといいますか、これまでの御経験も踏まえた、そういったことで、この神戸路線というのは非常にいいタイミングで就航していただいて、高知県民の利便性はもちろんですけれども、高知県にとっても非常にいいなという思いがあります。

そんな中で、くしくも1年前のきのうはLCC就航、ジェットスター成田～関空、関西で非常に高知県が盛り上がった、ちょうど1年前なんですよ。そんな中で、神戸路線ができることによって、ジェットスターの関空との便、これ1年間ですけれども、当初毎日運航が今、週4往復ですか、減便になってきたということがあって、そこを一番心配するわけです。ジェットスターの会社のほうが、なかなか搭乗率を出さないということもあるんですけれども、県として、やっぱり維持は目指していかれると思っています。

そんな中で、週4往復に減便になりましたけれども、今までの毎日の運航から週4往復になってからの状況はどのように把握されていますか。まず、搭乗率といいますか状況をお願いします。

◎中畠交通運輸政策課企画監 ジェットスターの搭乗率、委員のおっしゃるとおり、数字は、なかなか公表することできないんですが、毎日運航から今、週4往復になりまして、お聞きしています状況でいいかと、一定、上昇にあります。ただ前にもお話ししましたように、ジェットスターが目標としている数字には、まだ及ばないところがございますが、

毎日運航から週4になってからの利用の状況は向上しているところです。

◎田中副委員長 それはいい傾向だと思うんですけども、路線維持に向けて県も非常に力を入れてやっていただいていると思うんですが、そんな中でジェットスターも、今度の夏のダイヤの早い分に関しては、きょうの6時からかな、会員向けには先行発売されたんですけども、例えば、大分、庄内、高知に関しては販売されないというか、搭乗率の高いであろうところは、もう既に夏の8月分まで発売されるんですが、これから追加発表ということになっているんです。

私の勝手な見方ですけども、今の搭乗率であったりそういうことを検討しながら、特にこれから年末年始もありますんで、それを踏まえた上での、これからの夏のダイヤの組みかえ、こういったことも出てこようかと思っています。そんな意味で、せっかく就航していただいて、悲願でありましたLCCの就航、成田は成田でしょうけれども、関空便もぜひ先ほど申し上げたように、濱田知事の思いもあるわけですから、この関西圏、伊丹、関空、そして神戸と維持ができるように頑張っていただきたいと思いますので、要請します。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で交通運輸政策課を終わります。

以上で中山間振興・交通部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎土居委員長 続いて、中山間振興・交通部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈交通運輸政策課〉

◎土居委員長 とさでん交通の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎岡田交通運輸政策課長 交通運輸政策課です。とさでん交通の取り組み状況等について御報告いたします。お手元の報告事項の資料の交通運輸政策課のページをお開きください。

この資料は、とさでん交通が12月のモニタリング会議で説明をした4月から9月までの上半期の経営実績と路線バス、路面電車の内訳等の資料です。このモニタリング会議は、とさでん交通が債権者の金融機関と株主の県及び12の市町村に対して四半期ごとに事業再生計画の進捗状況を報告しているものです。なお、とさでん交通の事業再生計画は平成27年度から今年度までの5年間の計画となっておりまして、県議会の常任委員会には前年度の決算状況と、上半期の進捗状況について、それぞれ御報告をしております。

それでは、「第20回モニタリング会議説明資料」について説明をします。12月5日に開催されたモニタリング会議では、この資料に基づいて、会社側から説明がございました。表紙をめくっていただいて、上段の右下のスライド番号が3の資料をごらんください。

この表は、全体の損益計算書について、事業再生計画の計画値と実績値を対比したものです。左端の列は年間の計画値で、左から2列目は第1四半期の実績値、3列目は第2四半期の実績値、4列目が上半期の実績値として、その右横は計画に対する進捗率となっています。なお、今回は上半期の実績の御報告ですので、進捗率が50%に達しているかどうか計画の達成状況をはかる一つの目安になると思います。

まず、一番上の売上高は計画の54億4,900万円に対して、上半期の実績が28億9,400万円となっており、計画に対する進捗率は53%となっています。

次に、表の中ほどにあります。人件費や労力費などの合計である営業費は26億7,700万円で、進捗率は50%となっています。その下の網掛けをしている営業利益の実績は1億8,900万円の赤字で、その下の営業外収益と営業外費用を加減した経常利益の実績は1億6,600万円の赤字となっておりますが、いずれも計画値を上回って推移しています。

その下の特別利益は、国や県、市町村の制度に基づく路線バスや路面電車の補助金や工事負担金であり、特別損失には帳簿上の固定資産額を少なくする固定資産圧縮額が計上されています。なお、特別利益は、その大部分がバスの運行に対する補助金ですが、これらの補助金は、そのほとんどが下半期に交付されますことから、上半期の実績は1,100万円にとどまっています。経常利益に特別利益と特別損失を加減した税引前の当期利益は、前年同期の実績が1億9,400万円の赤字でしたが、今年度の上半期は1億6,000万円の赤字となっております。

次に、下段のスライド番号が4の資料をごらんください。路線バス部門の専属営業損益について御説明いたします。専属営業損益とは本社費用などの共通経費を割り振る前の部門ごとの収支の状況です。

一番上の売上高は4億9,800万円となっており、計画に対する進捗率は47%となっています。計画を下回った主な要因は、昨年10月から土佐市ドラゴンバスを他社に移管したことなどによるものとされています。下から3行目の営業費は、人事制度の改正や時間外手当の増加により、人件費が増加した一方で、動力費が軽油の単価が計画に比べて低く推移したことなどによりまして、合計で7億4,100万円となっており、計画に対する進捗率は50%となっています。

これらの結果、路線バス部門の専属営業損益は2億4,300万円の赤字となっておりますが、路線バス事業はとさでん交通に限らず全国的にも行政からの運行補助を合算することで、収支均衡を図る事業構造であり、路線バス部門の損益や、営業利益での黒字化は困難になっている状況にあります。

次のページの上段のスライド番号が5の資料をごらんください。路面電車の専属営業損益です。

一番上の売上高は5億4,800万円で、計画に対する進捗率は55%となっています。下か

ら3行目の営業費は、路線バスと同様に、人事制度の改正や時間外手当の増加によりまして5億2,300万円となっており、進捗率が58%となっています。

これらの結果、路面電車部門の専属営業損益は2,500万円の黒字となっています。

下段のスライド番号6の資料は、路線バスの利用状況です。一番上に青字で記載されていますとおり、運送収入は前年比98%で、ICカードですかの利用客数は前年比97%となっています。前年を下回った理由は、土佐市ドラゴンバスを他社に移管したことが主な要因との報告を受けております。

次のページ、上段のスライド番号7の資料をごらんください。路面電車の利用状況ですが、運送収入は前年比99%、ICカードですかの利用客数も前年比99%となっていますが、より確実な利用が見込める定期券での運賃収入が前年比103%と増加しています。

次に、下段のスライド番号8の資料をごらんください。こちらは、路線バスと路面電車の利用状況に向けた取り組みを一覧にしたものです。

表の中の5番と22番のローラー活動は、平成27年10月から開始されているもので、役員や社員がバスや電車の沿線地域に出向いて、時刻表やサービス一覧表をお渡しするといった地道な取り組みを重ねているものです。

次に、10番と19番の出前授業は、将来の利用者である小学生や保育園児に公共交通に興味を持っていただくため、小学校などを訪問して、バスマップの使い方やバスの乗車体験などを行っているもので、平成29年の2月から取り組まれています。これまでに延べ21の学校や施設で実施されており、今後も継続していくこととお聞きしております。

最後に次のページ上段のスライド番号9の資料は、設備投資計画の実施状況です。事業再生計画では低床バスを毎年5台導入することとされていますが、平成26年度に前倒して車両を購入しましたことから、今期は4台の低床バスを導入することとしています。なお、土佐電鉄と県交通が統合する前の低床バスは合計で44台でしたが、ことし9月末時点の台数は72台となっており、両社が統合する前より28台ふえております。

以上が、第20回モニタリング会議で、とさでん交通から報告のあった今年度の上半期の概要です。

以上で説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎黒岩委員 ローラー活動、これは平成27年10月からずっと行っているわけですがけれども、軌道とバス路線それぞれ住民の皆さんの認識も違うかと思いますが、それぞれどういった住民の皆さん方のお声があるのか、また、それに対して具体的に、どういう対応を図ってきておられるのか、そのあたりはどうでしょうか。

◎岡田交通運輸政策課長 ローラー活動は平成27年10月から実施しておりますして、役員や社員の方々が訪問をしている活動です。私がお聞きしておりますのは、バス、電車は必

要な移動手段ということで、ぜひ維持をしていただきたいという御意見が当然多かったとお聞きしております。あと、御不在であっても、御自宅のポストにはがきとか時刻表を投函する手法にも、今切りかえてやっております。

そういった中でお聞きした意見のほとんどが維持をしていただきたいでありますとか、あと運転士のマナーといいますか、ちょっと優しく運転していただけたらなという御意見もあったとお聞きしております。とさでん交通としましては、当然こういった一般の方の意見をもとに、従業員の方の研修とか、訓練とかに生かしているということもお聞きしております。

◎黒岩委員 とさでんバス行ったときに、社長が自ら訪問しながらいろんな声を聞いた経緯があるわけですね。そういうことからこういう動きになったと思うんですけども、バス停の位置だとか、時間帯の問題だとか、路線の問題だとか、具体的な声はないんですか。

◎岡田交通運輸政策課長 具体的な声はあると思います。詳細はお聞きしておりませんが、そういった声を十分参考にしながら、路線のことを考えているというお話はお聞きしております。

◎黒岩委員 実際、これは年に何回ぐらい、何人ぐらいがやられているんですか。

◎岡田交通運輸政策課長 何人と決まっているということではないようですが、時間があいたときに役員とか社員の方が、お伺いしているといったこととお聞きしております。参考までに、今年度に入ってから、先月までは、主にバスの沿線の長浜とか竹島町に、お伺いしているということもお聞きはしております。

◎田中副委員長 経緯を教えてくださいなんですが、今の I C カード、「ですか」を使えるのは軌道と、あとバスですか。他にもどこか使えるところありますか。

◎岡田交通運輸政策課長 使えるのは路面電車と路線バス、この2つと空港連絡バスです。

◎田中副委員長 今、全国的に Suica だったり PASMO だったり交通系のカードは、全国で使えるのが多いと思うんですけども、この「ですか」、単独でほかとの連携がとれないこのカードにしたのは経費的な問題か何かあったんですか。

◎岡田交通運輸政策課長 お聞きしておりますのが、全国的な Suica と共通できるものにするとなれば、経費的に結構な金額がかかることもありまして、全国共通で使えないにしても、地域独自の「ですか」カードにしようと思ったとお聞きしております。

◎中畠交通運輸政策課企画監 私、導入当時の交通政策課の担当チーフで、この「ですか」導入をした者ですが、当時、導入をした際に、委員の言われる全国的に使えるカードにするのであれば、カードをつくる時に「株式会社ですか」という会社をつくって、その会社が運用するという形になっていました。一つに、会社の出資金があって、単独カードであれば出資が 1,000 万円程度でよかったものを、全国展開するとなれば 1 億円を越す出資が必要ということがあって、まず資金面で、会社設立時に課題があったところです。

◎田中副委員長 経緯はわかりました。というのも、今御説明いただいた中でICカードの使用率が約53%なんですよね。通常であれば今キャッシュレスの時代に、こんなに低いことは多分ないと思うんですが、逆に言えば、今申し上げたように他との連携がなかなかできないから、連携ができたなら、多分、県民が1人1枚じゃないですけども、持つことというか、普及率が上がってくると思うんですね。そこで身近に感じていただいて乗りやすいというのはあると思うんですが、それがないので、もちろん地域公共的な、足を守る意味でのとさでんの方針もあるとは思うんですけども、カードの利用率が上がることを目標にしていないのかもしれませんが、利用を目標にしているのであれば、もうちょっと対策を打たないと、低い数字じゃないかなと思いますので、そこら辺の認識はどうですか。

◎岡田交通運輸政策課長 使用率につきましては、高知市内の方はほとんどの方が、「ですか」使われてるという感覚はあるんですが、県下全域での使用率ということになると、どうしても53%というパーセンテージになると思われま。ただ、とさでん交通としても少しでも、「ですか」の普及率を高める取り組みとか意識はございますので、今後どうやって普及率を高めていくのか、引き続きとさでんとも協議して取り組んでいきたいと思ひます。

とさでん交通以外にも、ほかの交通事業者も「ですか」を使ってはおりますので、この53%というのは、とさでん交通だけの路線バス、電車を合わせた普及率となっております。いずれにしても、まだ53%ではちょっと低い状況ですので、普及率高めていく取り組みを、とさでん交通とも協議しながら、取り組んでいきたいと思ひてます。

◎田中副委員長 そのほかでも使えるというのはどこで使えるんですか。

◎岡田交通運輸政策課長 とさでん交通以外の交通事業者、西南交通や東部交通とかです。

◎田中副委員長 結局、バスであつたりとか、会社は違うけれどもということですよ。ぜひ、何かほかでも使えるようなことがあれば、普及率上がると思うんですよ。使うことがなければ、そこだけの利用者しかないと思うんで、身近に感じていただけるという意味では使用できる範囲をもっと広げれば、絶対広がると思うんですが、そこら辺もまたぜひ取り組んでいただきたいなと思ひます。

◎明神委員 今、とさでんの乗務員が不足しているということで、乗務員確保のため、ドラナビエキスポ関西会場に参加と書いていますけれども、これはどういう取り組みをしているところに参加したのですか。

◎岡田交通運輸政策課長 このドラナビエキスポは今年度初めての取り組みです。ことしの11月9日、毎年11月に大阪の梅田で、バスの運転士の資格を持っている方の就職マッチングイベントというのをやっております、そのイベントの名前がドラナビエキスポです。今年度初めて、とさでん交通がドラナビエキスポに参加いたしました。

お聞きしますと、県の予算も組んで、ドラナビエキスポにブースを出展する予算も組んでおりまして、当日、7名ほどの方が、とさでん交通のブースに来て、ちょっとお話をし

て興味を持たれたということはお伺いしております。今は、そういった方に、とさでん交通が連絡をして、どうですかといった話し合いをされているとお聞きしています。

◎明神委員 ぜひその7名の中で数名の方が、高知へ来てもらうように願っております。

◎大石委員 副委員長からあった、「ですか」の利用促進の件なんですけれども、軌道とバスで売上を足して大体年間10億円ぐらいですか、利用率が半分として大体ICカードで5億円ぐらいかな、そのうちの5%にポイントがつくと思うんですけれども、このポイントの利用率、これ2年でたしか失効するんで、実は僕もポイントかえたことないんで、かなり失効している人がある気もするんですけれども、そのあたりの状況どうですか。

◎岡田交通運輸政策課長 詳細な内訳、ちょっと今手元に持っておりませんが、確認してお知らせするようにしてもよろしいでしょうか。

◎大石委員 というのは、カードを利用した場合にそういう割引があるとか、あとで金額的にお得になるということがあまり周知されていないんじゃないかなと思うのと、何かポイントを交換するのが非常に面倒くさくて、あんまりしないんじゃないかと思うんですけれども、もうちょっと簡易に毎回割引ができるとか、こういうことができないのかなと思うんですが、そういう検討はされたことないんですか。

◎岡田交通運輸政策課長 まだ、そういった具体の検討はしておりません。なお、そういった御提案があったということをとさでん交通にもお伝えいたしますし、考えていきたいなと思います。

◎大石委員 Suica とかの話もありましたけれども、Suica なんか乗った瞬間に常に割引されるんですよ。そういうことなんかもPRしたらもっと利用率高まるんじゃないかと思えますので、ぜひ検討いただくように要請します。

◎田中副委員長 私、今初めて知りました。カードでその場で割引されるのではないのですね。ポイントが別について、その特典でよろしいですか。

◎岡田交通運輸政策課長 それでよろしいです。

◎田中副委員長 せっかく資料出していただけるのなら、そのカードの特典も含めて、カードの概要がわかる資料もあわせていただけませんか。

◎岡田交通運輸政策課長 そのようにいたします。

◎土居委員長 皆さんに、資料をよろしくお願いします。

◎川村中山間振興・交通部長 「ですか」の下の部分に個々の番号がございます。パソコンでこれを打ち込んでいただきますと、今現在のポイントが出ますので、それを持ってはりまや橋とか行きますとポイントにかえていただけます。

◎田中副委員長 ちなみに、ポイントはどんな物と交換できるんですか。

◎川村中山間振興・交通部長 「ですか」1,000円分のポイントで1,000円分が入ります。

◎田中副委員長 そしたら、結局現金としてポイントはチャージというか、返ってくると

ということですか。そのほかの品物とか、物にかえるわけではないんですか。

◎川村中山間振興・交通部長 チャージされます。現金です。

◎田中副委員長 それやったら、行って交換するという手間を考えたら、今大石委員が言われたように、始めから割引したほうが絶対いいですね。それはシステムの変更だけでいい話であって、改善の余地があると、私は思いますけれども、そこも、ぜひ、とさでん交通のほうと話をさせていただかないといけないと思います。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で交通運輸政策課を終わります。

以上で中山間振興交通部を終わります。

《観光振興部》

◎土居委員長 続いて、観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部から今議会に提出しております議案は、令和元年度一般会計補正予算です。②議案説明書の93ページをお開きください。

こちらが観光振興部補正予算総括表です。観光振興部では総括表の補正額の計の欄にお示ししていますように、713万7,000円の減額補正をお願いをしております。今回の補正予算のうち人件費の補正につきましては、私から一括して理由を御説明して、各課長からの説明は省略します。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例の一部改正に基づきまして、給料月額、勤勉手当の改定を反映させたほか、人員の増減や職員の新陳代謝などによるものです。

続きまして96ページ、国際観光課です。

右端の説明欄2のよさこいプロモーション事業費は、来年7月に2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会が、東京で開催を予定しておりますイベント開催事業に対する補助金884万円をお願いするものです。この事業につきましては、来年度にわたって取り組みを進めるために、次のページに債務負担行為予算3,964万6,000円の追加をあわせてお願いしております。

次に、100ページ、地域観光課の繰越明許費です。

足摺海洋館管理運営費の新足摺海洋館の整備につきまして、西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工すること。また、水槽や海水のろ過機などを設置した後に、水質を安定させる期間を十分に確保する必要がありますことなどから、左の繰越予定額の欄、2億5,319万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

次の101ページ、おもてなし課です。

債務負担行為予算といたしまして、表の事項欄にありますように、客船受入等業務委託料3,302万8,000円。通訳コールセンター運営委託料112万5,000円。携帯用無線LAN機器賃借料115万5,000円をそれぞれお願いしております。

最後に報告事項が1件ございます。現在進めております新足摺海洋館の整備工事に関しましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、本年11月27日付けで専決処分による契約変更しておりますので、その内容につきまして御報告をします。

議案と報告事項の内容の詳細につきましては、これから担当課長から説明をいたします。私からは以上です。

〈国際観光課〉

◎土居委員長 続いて所管課の説明を求めます。

最初に、国際観光課の説明を求めます。

◎小西国際観光課長 国際観光課の12月補正予算のうち、人件費補正を除く補正予算案について御説明いたします。②補正予算の議案説明書の95ページをごらんください。

当課の歳入予算です。表の上から4段目の13観光振興部収入294万7,000円につきましては、次に御説明いたします2020よさこいで応援プロジェクト事業費補助金に対する高知市からの負担分です。

次に、歳出について御説明いたします。96ページをお願いします。

表の右端の説明欄にございます2よさこいプロモーション事業費の2020よさこいで応援プロジェクト事業費補助金884万円は、全国のよさこいを主催する団体で構成をいたします、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会により、来年7月に東京で開催を予定しておりますプレミアムよさこいin東京の開催などに関する経費を補助するものです。

次の97ページ、債務負担行為の追加です。

今回、歳出予算で増額をお願いをしております2020よさこいで応援プロジェクト事業費補助金は、来年7月の開催に向けまして継続した取り組みが必要でありますことから、3,964万6,000円の債務負担行為をお願いするものです。右から2番目の欄、特定財源その他の欄にございます1,321万5,000円につきましては、歳入予算案で御説明したものと同じく、高知市からの負担分です。詳細につきましては、議案参考資料で御説明します。お手元の議案参考資料の国際観光課のインデックスがついているページをお開きください。

まず、上段の補助事業の目的ですが、令和2年は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年であり、海外から多くのアスリートやメディア、観光客が訪れ、世界中が日本に注目する年となります。この絶好の機会を生かしまして、オリンピック・パラリンピックの開催地東京でよさこい及び発祥の地、高知の海外での認知度向上やよさこいの海外でのネットワークの拡大を図り、本県への外国人観光客の誘致につなげること

を目的としております。

次に、中段の左側の12月補正の概要についてですが、今回補正をお願いいたしますのは県が事務局を務める全国のよさこい主催団体で構成する2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会が、開催を予定をしているプレミアムよさこいの開催を支援する補助金です。

具体的には、会場の借り上げ料やイベントの運営、広報に関する経費などです。補助事業費は、本年度884万円、債務負担行為3,964万6,000円の合計4,848万6,000円を予定しており、3分の1相当を高知市の負担分として、歳入予算の諸収入として計上しております。

次に、中段右側のプレミアムよさこい in 東京 2020 の概要の欄をごらんください。

本事業は、令和2年7月5日に東京都の新宿住友ビル三角広場で開催することとしております。来年の7月上旬は、同月24日に開幕するオリンピックの取材のために世界からメディアが来日しており、かつ、自国選手の国内キャンプ地での取材に行く前だと考えられますので、多くの海外メディアを集めることができる時期となっております。また、会場につきましては、雨天時にも開催が可能な屋内でステージの演舞だけでなく、よさこいの魅力の一つである隊列美や総踊りなどを披露することができる広さとしております。またアピールしていくターゲットとしましては、訪日する海外メディアに加えまして、駐日大使館関係者や在日海外メディアなどを考えております。そして、国内外のよさこい、おおむね25チームの演舞を検討しており、来場者は、訪日観光客やよさこいファンも含めまして2,000名以上と見込んでおります。あわせまして、隣接会場におきまして観光物産展も開催し、本県の食や自然といった魅力も発信できる計画としております。

次に、中ほどの赤い矢印の下に記載をしておりますプログラムの内容について、御説明をいたします。

オリンピック・パラリンピックのコンセプトと一致するよさこいの魅力であります、ア. 発展、イ. 多様性、ウ. つながり、エ. 全世界をそれぞれ、原点からブレイクした「よさこい」、国内外の文化と融合した「よさこい」、世界を復興に導く「よさこい」、世界中の踊り子での総踊りなどにより表現をし、海外メディアに関心をもってもらえる内容となるよう、よさこいで応援プロジェクト実行委員会の皆様と練り上げていきたいと考えております。

次に、下段の左側をごらんください。今回のプレミアムよさこいを契機としまして、これまで進めてきました一連のよさこいプロモーション事業を加速化させていき、右の端に記載してありますように、本県へのインバウンド誘致拡大につなげていきたいと考えております。今回の補助事業の目的を①②③の3つに整理し、それぞれの目的ごとにその達成のための手法とプレミアムよさこいを通じまして、その後の展開という流れで横に向けて説明をします。

まず最初に、ブルーの①よさこいの海外での認知度向上です。達成のための手法としま

して、既にことし8月のよさこい祭りへのメディア招聘事業などにより、在日海外メディアや駐日大使館との関係強化を図ってまいりました。こうした関係を生かしまして、プレミアムよさこいへの参加を促進してまいります。同時に、オリンピック・パラリンピックの取材で来日する海外メディアの皆様に対しましては、組織委員会と連携した広報を実施することで、プレミアムよさこいへの参加を促進し、よさこいの魅力を直接取材をしていただき、その後の展開としまして、プレミアムよさこいの映像も活用したプロモーションを継続的に実施することや、第67回よさこい祭りの中で開催を予定しております、よさこい世界大会である、仮称ですが「ワールドよさこい」への海外メディアの招聘につなげることにより、さらなる情報発信を行ってまいります。プレミアムよさこいを契機に、海外メディアや旅行会社のツアーなども企画をし、本県の観光プロモーションを展開してまいりたいと考えております。

次に、黄色の②海外ネットワークの拡大につきましては、海外で祭りやイベントを主催をしておりますオーガナイザーをプレミアムよさこいに招聘して、よさこいの魅力に実際に触れてもらい、その後の展開としまして、海外の祭りやイベントでのよさこい演舞の機会の拡大につなげるとともに、よさこいアンバサダーの認定やマイスターの派遣による、よさこいの普及とそのネットワークの拡大につなげていきたいと考えております。

最後にグレーの③本県への外国人観光客の誘致につきましては、外国人目線での旅行商品造成に取り組み、7月のプレミアムよさこいを初め、8月のよさこい祭りへの誘客を促進しますとともに、龍馬生誕祭や土佐のおきゃくなど、県内のよさこいが演舞されているイベントと、高知の自然体験や食などを組み合わせました旅行商品化を図ってまいりたいと考えております。なお、真ん中の黄色の枠囲みにありますとおり、東京オリンピック・パラリンピック開閉会式でのよさこい演舞につきましては、全国のよさこい団体とともに要望活動を継続してまいりたいと考えております。

今回のプレミアムよさこいの開催を契機に、一連の事業をさらに加速化させ、海外でのよさこい発祥の地・高知の認知度向上とネットワークのさらなる拡大を図りまして、本県へのインバウンド誘致の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上で国際観光課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 この7月のも応援していますんで頑張ってくださいと思います。課長から御説明があったつながりのところの、世界を復興に導くよさこいですけれども、この復興というところが、高知のよさこいというのは戦後の復興ということでイメージがわくんですが、それが世界の復興と海外メディアにこのまま伝えると、ちょっと、どういう印象を持つのかなと思ったんですけれども、何か思いがあってこれは書かれたんですか。

◎小西国際観光課長 復興という部分のキーワードが、今回オリンピック・パラリンピッ

クの開閉会式のコンセプトの一つにもなっておりますし、また、今回のよさこいで応援プロジェクト実行委員会の中には、東北でありますとか、あと九州、それから北海道も会員ということでメンバーにも入っていただいて、今まで過去にあった災害もよさこいで応援をして、皆さんを勇気づけたということもございますし、高知からも東北の震災のおりには応援に駆けつけたということもございますので、今回そういったオリパラのコンセプトと、そういったことでよさこいという部分が、いろいろな部分の復興にも役立って、周りの人を元気にしていくんだよという部分をアピールをしていきたいということで、こういう書き方をしております。

◎**依光委員** よさこいがエネルギーを与える祭りであったということ、うまく海外の人に伝えていただきたいと思います。

それと、外国人の観光客誘致というところでマスコミにもPRして、これからインバウンドがふえていくことはすごい望ましいことだと思っています。1点心配しているのが、よさこいのチームが海外からきて、日本で受け入れするとき、よさこい期間中の受け入れですよね。そこで宿泊施設とかがやっぱりないということで、お寺に泊まったことであるとかいろいろ聞きましたし、イスラムの方とかだとやっぱりハラールの関係があって、食事のことであるとか、お風呂のことであるとか、雑魚寝になるととか、よさこいに海外の方が来たいというすごい思いがあって、そういうところを今後、これからも続いていくのであれば、そこも先回りして準備していかんといかんのかなど。

自分、この間聞いてちょっと感動したのが、ポーランドから人が来ていて、何の気なしに来ているんだなと思っていましたけれども、聞くと月収が大体7万円くらいで、交通費とかいろいろなことを考えると20万円かかると。そうすると給料の3カ月分を投資して高知に来ているという話があって、それに高知のある方が思いに答えていろいろ頑張っていたという話も聞いて、だから、各海外からこられるチームの方が、どういう思いで来たのかということも、ある意味、高知側としてももう1回ちょっと考えて、そういう部分で、外国人を受け入れる態勢をしっかりとつくっていくことも大事かなと思います。

そういう意味でいくと、海外チームも2回来ていますよね。こういう呼び方をすると今後よさこいのときに来たいというところが多いと思うので、そこら辺のヒアリングとか、ぜひしていただきたいと思います。

◎**宮地国際観光課企画監** 海外チームの受入態勢につきましては、本年度も国際チームが来られたときに、県でサポートのスタッフを配置しまして、滞在期間中、競演場への案内とか給水とかのサポートをしてまいりました。終了したのちには、いろいろほかにどういった対応が必要かというのは、御意見なども伺っておりますので、また、来年に向けましても、必要なところのサポートはしていきたいと考えているところです。

◎**明神委員** ちょっと教えてください。この中で37都道府県92団体に拡大をしておると。

2020 よさこいで応援プロジェクト実行委員会が、この 37 都道府県 92 団体の中で、このピ
ンクという踊り子隊 850 名、25 チームを編成するという意味でいいですか。

◎宮地国際観光課企画監 はい、そうです。

◎明神委員 発祥の地高知を大きく P R すると書かれていますけれども、具体的にどのよ
うに認知されているのか、もう 1 回教えていただきたい。

◎宮地国際観光課企画監 発祥の地高知を大きくアピールしていくためには、まずよさこ
いの原点というところをしっかりとお示しをしていきたいと思っております。それに加え
まして、高知のチームにも御参加をいただき、それから、全国の広がりとか、海外の広が
りというところをきちんとストーリーも立てながら説明をしていくことで、全国に広がっ
ていくこと。それから、世界に広がっていつている状況から発祥の地高知が際立って、素
晴らしが見える内容にしていきたいと考えております。

◎明神委員 ぜひそれがわかるように、認知していただきたいと思います。

◎塚地委員 2020 よさこいで応援プロジェクトの実行委員会というところの事務局を高
知県が担っておられて、どんどん参加の都道府県と団体が拡大しているんですけども、
これってどこまで組織を拡大していつて、この実行委員会そのものの活動というのはどう
いう展開になっていくものなんですか。

◎宮地国際観光課企画監 実行委員会につきましては、平成 29 年 3 月に設立したときに、
オリンピック・パラリンピックで開閉会式でよさこいの演舞を披露したいねと。よさこい
でオリンピック・パラリンピックを一緒に盛り上げましょうということを目的に設立をさ
れておりますので、期間といたしまして会則で 2021 年、再来年の 3 月までを期間として設
けているところです。それに向けまして、参加を希望される会員がいらっしゃいましたら、
加入をしていただくということになっております。

◎塚地委員 目的は、開閉会式でのよさこいの演舞になると思うんですけども、それっ
て、いつの段階でできるのかわかるんですか。

◎宮地国際観光課企画監 組織委員会にもお尋ねしたんですけども、そういった時期は
公表はされておられません。

◎塚地委員 マラソンも含めていろいろドタバタしているんであれなんですけれども、一
定、早く決めていただかないと企画的にも大変だし、参加者の皆さんの負担にもなるんで、
ぜひ、早く決めてという要望もあわせてしていただけたらいいと思いますので、お願いし
ます。

先ほど、依光委員からお話があったつながりのところ、私も、聞いたときにひっかかっ
て、世界を復興に導くというのは結構ハードルの高い言葉で、そこまで言っているのかな
と。何かこう、海外メディアの方が聞いたときに上から目線的に聞こえないかという、心
配をして、訳したときにどういう訳し方になるのかなとか思うんですけども、世界の復

興を励ますとか何か、そっちのほうを受けとしてはいいんじゃないかと思ったり、先ほどのお話で、ちょっと読んだときに私も何となく気になったんで、そのあたりの議論はどんなだったかなど。

◎小西国際観光課長 この復興に導くということで、一つの案ということで記載をしております。確かに上から目線になって違う伝わり方をすると、趣旨と全くずれてまいりますので、外国の方に直接、また表現等々について御相談もしながら、ここの表現については実施するに当たって慎重に検討してまいりたいと考えています。

◎梶原委員 同じことなんですけど、日本もいろいろ東日本大震災以降、大規模災害とかあって、大変な状況なんですけど、世界的に見たら、それが今度は例えば紛争であるとか、いろいろな宗教の問題であるとか、現状の厳しさと言え、日本よりずっと厳しい地域がいろいろあるので、それに対して軽々しく復興というのは、何にも使っていないのかというところもありますので、復興というのがいいのか、元気にするとか、ここの表現はかなり慎重に考えていただきたいというのが1点と。

このよさこいで応援プロジェクト実行委員会の37都道府県でほかの都道府県は、実際の負担というのは、ほとんどないのですか。

◎宮地国際観光課企画監 この事業に関しましては、高知県のPRを主眼に置いておまして、全国のよさこいの団体の方にもご協力いただいて、披露していきたいという観点からも、ほかの都道府県からの負担は検討しておりません。

◎梶原委員 ニュアンスがいいのか悪いのかあれですけども、お願いして入ってもらってるという感じなんですか。一緒に盛り上げていくということなんですけど、高知県がこれだけの負担をして、現実的に日本全体、海外から日本を見たとき、そういう議論ももちろんずっとされてるんでしょうけれども、高知が発祥の地であるということを訴えていく中で、認知度で言えば、スーパーよさこいとか、北海道のやつとか、いろんなことから言ってみれば、これだけの予算を高知県と高知市だけが出してやる、きちんと高知県に結びつける成果、具体的にどういうところをしっかりとやっていくのか、そこをもう少し明確にしていきたいなと思うんですが、それが、例えば先ほどの塚地委員の話で、オリンピックの開会式なんかで演舞をされるようになったら、それはそれで一つの大成功と言える、大きな成果であるとも思いますけれども、もしそれがかなわなかった場合に、これだけの費用と予算をかけて、高知をどう売り込んできたかという具体のことを、もう少し教えていただけますか。

◎宮地国際観光課企画監 一定、ほかの団体の方には御負担をいただかないと申しましたけれども、こちらの東京で開催をするにあたって、皆さまが参加の経費、旅費といったものは御自身で御負担いただくということで、御了解はいただいているところです。

高知のPRにつなげるというところですが、やはり最終の目的は高知に海外の方に来て

いただくというところが目標ですので、このプレミアムよさこいをきっかけに、高知に来ていただけますように、まず外国人の方の目線で旅行商品を造成しまして、プレミアムよさこいに来ていただく。それから、その後、高知にも引き続き来ていただけるような旅行商品をつくってPRを行って、高知にしっかりと来ていただけるようにつなげてまいりたいと考えております。

◎梶原委員 現時点で、よさこいの開催期間以外に高知の観光振興に、これまでのよさこい関連の取り組みで明確に成果を出しているのが何かあれば。

◎小西国際観光課長 本年度よさこいを情報発信していくということで、例えば、第66回よさこい祭りには海外の7カ国、それから地域、11社のメディアを招聘をいたしまして、情報発信をしていただいております。あわせて、10月には東京で、よさこい情報交換会ということで、在日のメディアの皆さんでありますとか、駐日の大使館の関係者の皆さんなんか17の国や地域、28団体、そして41名の方によさこいをPRをして、それぞれウェブメディアでありますとかSNS、そしてテレビ等で情報を発信をしていただいているところです。

◎梶原委員 私が問うたのは、言われるように第66回よさこい祭りでそれだけの発信もしてもらって、さらに招聘もして、全て費用をかけてやっていることですね。費用かけて来てもいただいて、それをした結果、先ほど言われたように最終目的は、このよさこいを通じて高知のことを知っていただいて、観光客としてこの高知に来ていただくことで、今はお願いをしていただいたり、費用をかけて発信をしていただいたりその取り組みをしていると。そういった中で実際ほんとに認知して、よさこいの期間中なんか来てくれる方もふえていると思いますし、先ほど依光委員が言ったように、ふだんから、把握はしていないけれども個人単位で来ていただいたりもしているような状況等々も、もちろんあると思いますが、今把握をしている中で開催期間中以外に、これまでの取り組みが明確に外国の方だけではなくて、国内も含めて、よさこいに関連した今までの観光振興部の取り組みが高知にどういう成果があったか、具体的に言える何かがあればと言っているんですが。

◎吉村観光振興部長 これまで国内、海外のネットワークづくりを行ってまいりまして、よさこい本祭のPRもしたということは、先ほど申し上げましたけれども、よさこい本祭も、これまでの取り組みによりまして、大変外国人の踊り子もふえてまいりました。平成30年度で申し上げますと24の国、地域から198人お見えになって演舞をしていただいたり、令和元年度は27の国、地域から150人の踊り子が集結して、よさこい本祭も非常に国際度が高まってきたと、そのように、成果としているところです。

梶原委員がおっしゃったように、よさこいをフックにした海外からの宿泊を伴う外国人観光客の誘致に関しましては、本祭での海外チームの参加がふえていることにあわせて、これから、よさこいをテーマにしました高知の歴史・食・自然と結び合わせた旅行

商品を個人向けに、また団体向けにつくり上げることによりまして、外国からのお客様の誘致拡大を図っていく取り組みをこのよさこいのプロモーションをきっかけにいたしまして、大きく広げていきたいと、そのように考えております。

◎梶原委員 明確には、やはり本祭へというのが目に見えてわかることでしょうし、入り口として、そこをきっかけとして今の事業をやるのはもちろん理解していますので、ただ経費的にもかなり多額の費用をかけている中で、よさこい期間中だけの効果であればもったいないというか、残念だなと思います。成果がどれだけ来るのかという前に、今、日本国内・国外に向けていろんな人的なネットワークができていく、いろんな人間関係できているのも、もちろん一つの成果ですが、ただ、そのネットワークをつくる目的は、言われたように最終的には高知に、国内外を問わず、よさこいを知って高知を知ってもらって、よさこい期間中以外にも来てもらうというのが最終目的であると思います。

そこへいかにつなげていくかという視点をずっと持ちながら、さまざまないろんな事業展開をしていってまいりますようにお願いします。

◎吉村観光振興部長 よさこいを活用しましたプロモーションによりまして、観光地・高知、そして旅行先・高知としての知名度を飛躍的に高める取り組みを加速をしていきたいと思っております。宿泊を伴う外国人観光客の誘致拡大に向けまして、全力で取り組みを進めさせていただきたいと考えております。

◎大石委員 関連ですけれども、これって何かK P Iみたいなことを何か設定されているんですか。

◎宮地国際観光課企画監 K P Iにつきましては、まずはよさこいをきっかけに海外に知っていただくことを目標としておりまして、今回のプレミアムよさこいの目標として、こちらの方に30の国や地域の40社には、取材に来ていただきたいと考えているところです。

発信の効果につきましては、今年の夏によさこい祭りで7つの国や地域から来ていただき、11社にテレビや新聞をあわせまして26本放映とか報道をしていただいております。その広告換算額を参考にいたしまして、積算をしたところ、30の国や地域、40社で70本テレビ・新聞を含めまして発信をしていただいて、2億円を目標に今進めたいと考えているところです。

◎土居委員長 最後に、よさこいを海外に世界にアピールしていくという点で言ったら、オリンピックの直前の時期に、参加国、多数の海外のメディアが集まる時期に、最高のシチュエーションでアピールできるんだと思うんですけれども、ゆめゆめ悪い印象を与えてはならない。海外メディアの目というのはかなり厳しいじゃないですか。例えば、このイベントを打った後に、ごみでいっぱいになるとか、物産展において食品ロスが目立っていると、そんなことがないように、細心の配慮も必要じゃないかと思っております。今の、国際的に共有されている価値感であるSDGsの目標、目指してというところとかをクリアできる

内容であるとか、今の世界の基準の目をクリアしてアピールできる、そういう形のイベントで終わらせることというのは大事だと思いますので、その辺の配慮についてお願いしたいと思います。

◎小西国際観光課長 委員長おっしゃるとおり、悪い印象を与えるということが一番よくない結果になると思いますので、おっしゃられたごみの問題であるとか、フードロス、そういった部分、今国際的に問題になっている、そういったことについてもしっかりと実行委員会の中で議論を重ねて、特に外国の方の目線で御意見もいただきながら、世界基準にかなう形で開催ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で国際観光課を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時56分 ～ 12時59分)

◎土居委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈地域観光課〉

◎土居委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。なお、報告事項の新足摺海洋館の西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工することについても、予算議案と関連するので、あわせて説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

◎別府地域観光課長 地域観光課の12月補正予算案につきましては、人件費を除く繰越明許費につきまして御説明をいたします。それでは、②議案説明書の100ページをお願いいたします。

令和元年度から令和2年度への繰越予算としまして、足摺海洋館管理運営費22億5,319万6,000円を計上しております。別途、お配りをしております議案参考資料の赤いインデックス、地域観光課の1ページにより説明をします。

足摺海洋館管理運営費の中には、資料のとおり委託料、工事請負費がございますが、これらにつきまして、それぞれ繰り越し議決をお願いするものです。まず、委託料の内容は、建築工事の監理委託と展示用品の制作委託です。まず、建築工事の監理委託は、建築主体工事と関連します各設備工事の監理委託業務です。この後、報告事項で御説明をしますが、西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工することなどに伴いまして、これらにかかわります工事の繰り越しをお願いしたいと考えておりますので、これら工事の監理委託業務につきましても履行期間を7月まで延長をお願いするものです。

次に、展示用品制作委託ですが、水槽内に設置します擬岩などの展示物を制作するものです。展示物の制作・設置終了までを工期としておりましたが、水質を安定させるための

期間、いわゆる枯らし期間を十分確保するため繰り越しをお願いいたしまして、履行期間を5月末まで延長しようとするものです。

下段の工事請負費の内容は、建築主体工事とこれらにかかわります電気、空調、衛生、飼育の各設備工事等です。このうち、建築主体工事と電気、空調、衛生の設備工事等につきましては、建築工事の監理委託と同様に、この後報告事項で御説明をしますが、西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工することなどに伴いまして、繰り越しをお願いさせていただき、工期を7月まで延長しようとするものです。

飼育設備工事につきましては、展示用品制作委託と同様に、水槽や海水ろ過機などの設置終了までを工期としておりましたが、水質を安定させるための期間、枯らし期間を十分確保するため、繰り越しをお願いさせていただき、工期を5月末まで延長しようとするものです。

今回の繰り越しによりましても、新足摺海洋館のオープンは当初からの予定どおり、令和2年7月で変更ございません。

引き続き、専決処分について御報告をします。議案参考資料とは別にお配りをしております報告事項資料の地域観光課の1ページをお願いいたします。

先ほどの繰り越しの説明の際に概要を申し上げましたが、現在、整備を進めております新足摺海洋館につきまして、西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、11月27日付けで専決処分による契約変更をさせていただきました。

1変更の概要及び理由のタイトルの下の四角で囲っているところですが、理由といたしましては、本建設工事は、建築主体工事と外構工事を地元業者への受注機会の確保も考慮し、できる限り分割して発注したいと考えておりました。一方で施工現場では、建築主体工事を初めとする複数の専門工事が施工中で、西側外構工事とそれらの工事区画が重複している状況にございました。こうした工事現場の状況におきまして、西側外構工事を分離発注しますと、安全な工事区画が必要となりまして、新足摺海洋館のオープンが令和2年9月になります。このため、多くの集客が期待できます観光のトップシーズンである夏休み前、東京オリンピックの開幕前の7月のオープンを目指して、西側外構工事を建築主体工事と一体的に施工することとしました。

この手続は、地方自治法180条に基づく専決処分により、3,751万6,600円の増額の契約変更をしたところです。

私からの説明は以上です。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

当初、地元企業への受注機会の確保ということで、地元企業に配慮した入札ということなんですけれども、今回それじゃなくなったということなんですけれども、ちなみに建築工事の

中でいろんな設備の発注があるじゃないですか。これ全て最低制限価格というのは当然ながら設定された発注になっているんですか。設備系の場合、最低制限価格のないケースもあるんで、その辺を確認したいのですが。

◎別府地域観光課長 確認します。後ほど、また、資料を回して御報告します。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で地域観光課を終わります。

〈おもてなし課〉

◎土居委員長 次に、おもてなし課の説明を求めます。

◎谷脇おもてなし課長 おもてなし課の12月補正予算案について御説明いたします。②議案説明書の101ページをお開きください。

おもてなし課がお願いしております補正予算は、債務負担行為の追加の3件です。詳細につきましては、お手元にお配りしています観光振興部議案参考資料で御説明します。おもてなし課の1ページをごらんください。一番上の国内外からの観光客の満足度を高めるための受入環境整備と記載した資料です。

当課の12月補正予算は債務負担行為で合計3,530万8,000円となっており、令和2年度初日から業務をスタートするに当たり、本年度中に委託先の決定及び契約を行い、準備を始めるためです。

まず、資料上段左側の客船受入等業務委託料3,302万8,000円につきまして、外国クルーズ船の乗船客が訪れる高知市中心市街地での受け入れにつきまして、受け入れ体制の充実を図り、満足度を高めることで、外国クルーズ船のさらなる誘致と高知へのリピーターの確保につなげるために実施するものです。なお、クルーズ船の寄港時の受け入れは、高知新港岸壁での受け入れ対応を土木部が、中心市街地での受け入れ対応を観光振興部が所管しております。岸壁での受け入れ業務につきましては、後ほど土木部から説明がある予定です。

委託する業務内容の1つ目、①市街地受入業務につきましては、来年度は、岸壁とバスターミナルの間を往復するシャトルバスを利用して、中心市街地に訪れる方などを対象にした臨時観光案内所を、はりまや橋観光バスターミナルにクルーズ船の寄港に合わせ、50回設置する予定にしております。通訳スタッフによる観光案内やパンフレットの配布、無料Wi-Fiの提供等を行うものです。なお、本事業は、臨時観光案内所の設置、通訳スタッフの配置などの市街地受入業務につきまして、高知市と連携して業務をしております。高知市から381万2,000円を負担していただくようになっております。

その右側の2つ目の②市街地における駐車場対策業務は、多くのツアーバスが運行される中国や台湾発着クルーズなどを対象に、高知城周辺の渋滞対策として、高知公園駐車場などで駐車場対策を17回実施する予定にしております。高知公園駐車場などを利用する際の受

け入れに当たっての安全対策として、誘導警備員や通訳スタッフの配置を行うものです。

当課ではこの2つの業務を一括して県内業者に委託して実施することで、乗船客等へのおもてなしと安全で円滑な受け入れ体制の充実を図ることとしております。令和2年度も委託事業者や高知市商店街の皆様及び関係機関と連携し、より効果的な運営を行ってまいります。

次に、その下にある資料の下段左側の通訳コールセンター運営委託料112万5,000円につきまして、高知県内にある観光案内所、観光施設、宿泊施設等を対象に、外国人観光客との円滑なコミュニケーションを支援するため、英語、中国語、韓国語を対象とする24時間対応の多言語通訳コールセンターサービスを民間事業者へ委託し、実施するものです。この事業は本年度も実施してございまして、サービスを利用できる登録施設は11月末現在で県内全域で393施設となっております。コールセンターの利用方法は、御利用施設からコールセンターにお電話をしていただき、施設スタッフ、外国人観光客、コールセンターのオペレーターの三者で電話器を受け渡ししながら通訳を行うもので、電話の通話料以外は無料で利用することができます。外国人観光客の方に安心して訪問していただけるよう、登録施設の増加にも努めていきたいと考えております。

次に、資料の下段右側の携帯用無線LAN機器賃借料115万5,000円につきましては、高知駅前のとさてらす内の高知県案内所を初め、県内の主要な外国人観光案内所の8カ所で屋外や移動中の利用が可能なモバイルWi-Fiルーターの無料の貸し出しを行い、通信環境を確保することにより、外国人観光客の通信環境の改善を図るものです。

説明は以上です。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎大石委員 客船のほうは、港湾振興課で一緒にやられていると思うんですけども、朝かなり早く着いたあとに、非常に手持ちぶさただという話も聞きますが、そのあたりどうなんでしょうか。

◎谷脇おもてなし課長 客船が岸壁に着いてから1時間ぐらい後に市街地のほうでは、通訳のスタッフを配置することにしてございまして、準備のあとミーティングをするようにしています。その日のイベントでありますとか、少し気をつけなくてはいけないところをミーティングすることによって、受け入れを万全の体制で始めたいと思っています。今の形で少し手持ちぶさたというのは、通訳のほうではまだお聞きしたことがございませんので、そういったお話がないか、次回また、寄港が3月になるんですけども、それまでの間に、スタッフの方から十分にお話を聞かせていただきたいと思います。

◎大石委員 朝の時間は観光施設があいていないと思うんですけども、そのあたり、もう来る日もわかっていることですし、年間何回もあるわけではないので、例えば高知城とか柔軟に早くあけてもらうような連携を図るとか、こういうことは観光の中では議論され

ていますか。

◎谷脇おもてなし課長 当課ではクルーズ寄港船の寄港に当たりまして、高知市の中心市街地のほうと、市街地受入部会という部会をつくってずっと話し合いをしています。そういった中で、寄港情報を共有しながら、これまでの対応についてもいろいろ話をしています。例えば、高知城のほうは、どうしても開館時間とかの関係があり、懐徳館はまだあいておりませんが、高知城での散策を楽しんでいただくとか、例えば、中心市街地に高知市が観光ナビツアーリストというのを新しくつくっていますけれども、そちらは寄港に合わせて通常よりも早くあけていただいています。

なので、そういった取り組みが少しでも広がっていくように、今後も引き続き商店街とか関係機関と話を続けていきたいとは思っております。

◎大石委員 開館時間は何ともならないという返事もらっているということですか。

◎谷脇おもてなし課長 直接、入交観光と私が話したことはございませんが、通常の指定管理業務の中で、クルーズ船に合わせてというところまではお話をしたことがございませんので、文化財課にも、お話をしてみたいと思います。

◎大石委員 条例とかで縛られているのかな。ただ、一定売り上げも見込めるということであれば、指定管理者もいい話だと思うので、これ決算特別委員会でも指摘して、全体でいうと1億円を超える受け入れの費用を毎年使っていますが、一体それで経済効果がどれぐらいあるのか、非常にはかりづらいと思うんですが、やっぱり目に見える効果は必要だと思いますので、いろいろ工夫して、引き続き努力をしてもらいたいと思います。

もう1点、コールセンターですが、これからもふやしていくという話だったと思うんですけども、今スマホなんかでも、かなり翻訳のアプリがかなり普及しているし、精度も上がっている中で、これをふやしていくという方針自体がどうなのかなという気もするんですけども、実際の利用率とかも、決算のときも見たら、それほど利用されていないなという感覚を受けたんですが、これずっとそれで続けていく方針で、本当にいいんですか。

◎谷脇おもてなし課長 この事業は、平成28年度に、2020の東京オリンピック・パラリンピックまでの間に、外国人の受け入れ体制をしっかりと整えていくために始めた事業です。その当時はまだ高知市でも、外国人観光客が少なく、そういった体制がとれていませんでしたので、まずは無料で始めさせていただきました。

先ほどこれからも利用機関をふやすとお話ししたのは、それは2020のオリンピック・パラリンピックに多くの外国人観光客を受け入れることを目指しておりますので、そういった意味で、今、大体対象が900施設ぐらいある中の3分の1以上ぐらいが利用できるようになっているんですが、そういった部分を整えていきたいということです。

ただ、委員おっしゃったように、いろんな通訳の器械でありますとかタブレットとかが普及してまいりまして、利用は少しずつ減ってきているのが現状です。その中でどういっ

たときに利用されているかと申しますと、契約の話でありますとか、あるいは事故等の対応といった緊急、あるいは非常に安全性が困難な場合とかに、このコールセンターが使われているのが現状ですので、そういった意味から申しますと、少なくとも2020年までは無料での体制を整えまして、来年度また、この補正の時期に、私どももしっかりと執行部のほうで議論をしまして、この制度をどうしていくのかを検討していきたいと思っております。

◎大石委員 技術は日進月歩なんで、ぜひ考えていただけたらと思います。戻りますが、客船の受け入れの関係で、例えば開館を繰り上げられる観光施設がいくつか出てきた場合に見込まれる売上といいますか、そのあたり、機会損失とまではいいませんが、一定、課の中で検討といいますか、これぐらいあけてくれたら、売上が上がるんじゃないかとか、こういうことを議論されたことはありますか。

◎谷脇おもてなし課長 民間施設のところまでは議論をしたことが、私が思うところではないんですが、例えば、高知市のよさこい交流館につきましては、定休日の場合でも開館をいただいています。ただ、こちらは無料の施設になりますので、それが先ほどのよさこいの誘客とか、いろんなところに広がっていると考えておりますし、私どもがやっておりますのは、おもてなしということになりますので、直接の経済効果に使う、もしつながらなくても、しっかりと満足していただくことで、次にまた来ていただいて、高知県観光の人数をふやしていきたいと思っておりますので、今後もそういった消費拡大に向けたところは取り組んでいきたいと思っております。

◎大石委員 所管が違うのかもしれませんが、外国のクルーズ船のお客さんって、基本的には、そんなにリピーターにならないですよ。だから、そのときにお金を落としてもらわないといけないということだと、やっぱり1回そのあたり、ほんとに経済効果があるのであれば、いろいろ要請すべきだと思いますし、ただその前に市場調査といいますか、それはやるべきじゃないでしょうか、どうですか。

◎谷脇おもてなし課長 市街地受入部会の中で、一番大きく売り上げがわかるものが、クルーズ船の寄港時に、高知大丸に設置しております消費税の免税手続の一括カウンターで、その中でどういった買い物があったかとか、そういった共有はしているんですけども、最初に商店街の方に教えていただいたのは、商店街の皆さんというのは見えていますと、必ず外国人の動きとか、他県の動きとかを見ているので、情報をくださったら、その中で取捨選択をしていくと、おっしゃっていただきました。

そうした取り組みを地道に続けていくことによりまして、商店街をあけるメリット、あけたほうがいいのか。そういったところをしっかりと商店街の皆様と、今後とも話し合いを続けていきたいと思っております。

こういったものと別に、消費者の方の消費額が上がるような取り組みに対する受け入れ

研修ということもやっておりますので、そういった事業も使いながら、このクルーズ客船だけではなくて、いろいろなおもてなし課、観光振興部の事業を使いながら、消費額が上がっていく、そんな取り組みを進めていきたいと思っております。

◎大石委員 すみません、ちょっとかみ合っていなかったので、資料がなかったのも、観光施設をあけてもらおうと売り上げがどれぐらいになるのかということ調査したことはあるのかということです。例えば、高知城へ行って懐徳館あいていないですね、懐徳館があいていたら、どれぐらい売上が上がるのかとか、そのあたりの機会損失があるのかなのかということも含めて、調査をしたほうがいいんじゃないかという趣旨です。

◎谷脇おもてなし課長 委員からおっしゃっていただいていることにつきましては、こちらのほうでは、実際行けなかったところがどんなところがあったかという調査は、アンケートとかではまだやったことがございません。来年度アンケート項目とかを検討していく中で、そういったことも検討していくかも含めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

◎田中副委員長 この市街地における駐車場対策業務、おもてなし課が持たれていると思うんですけども、これ港湾も入っているのか、こちらではちょっとわかりませんが、これまでバスの数であったりとか、なかなかそろわないという状況もあったと思うんですが、例えば、今の現状はどんななのか教えていただけませんか。

◎谷脇おもてなし課長 最初のころは、バスが足りないとかそういったお話もありましたが、今年度の寄港の状況でいきますと、中国から来た船以外はほとんど県内のバスで賄っております。中国発着の船の場合は1隻で来る観光客の方がどうしても多くなってしまうので、バスが足りないときには、県外から来た状況もあります。

◎田中副委員長 余りいいことでないんですけども、先ほど課長おっしゃったように、去年その前と、予定よりかなり中国からが少なくなった。だから回ったのかもしれない。でも今、土木の資料を見せていただくと、来年度は中国が大幅に回復基調にあると想定されてるわけですよね。今の想定、仮予約も入れて67回と出していますが、そこらも踏まえて、毎日毎日の話ではないんで、しかも数の変動もあると思うんですよね。そこら辺の受注業者のこともあると思うんです。だからこそ、この寄港数というのは大事だと思うんです。これ港湾に言わないかんことかもしれませんが、しっかりそこら辺、年間のスペックで考えていただいて、そこを受注業者ともやっていかないと、予定はしたけれども、結局かなり少なくなりました。そういうこともあると思うので、しっかりその数と見合った、年間のスペックをとっていただきたいと、これは要請ですけれども、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

◎谷脇おもてなし課長 しっかりと、正確な情報を一緒にやっている皆様にお伝えするように、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上でおもてなし課を終わります。

◎別府地域観光課長 地域観光課です。先ほどの質問の答えで、各設備工事ですが、1億円以上ということで、調査基準価格が制定をされておりまして、建築主体工事とか、あと、電気とか空調、衛生、飼育ということで、ほぼ最低制限価格と同様の意味だと思いますが、こちらも下回った場合、調査をして工事が適切に履行できるようであれば、構わない形での調査基準価格が、全て設定をされているところです。

◎土居委員長 以上で観光振興部を終わります。

《土木部》

◎土居委員長 続いて、土木部について行います。初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎村田土木部長 12月議会に提出しています土木部の議案につきまして御説明します。お手元にお配りしている参考資料青いインデックス、土木部の1ページです。

令和元年度12月補正予算におきます一般会計の総括表でして、表の左から3列目、最下段にありますように、総額が4億8,262万9,000円の増額補正をお願いするものです。

補正予算の主な内容ですけれども、台風19号により被災しました海岸堤防の復旧や流木の処理、また、災害対応に要する補正の予算。また、県が管理いたします高知駅の大屋根につきまして修繕の必要が生じたことから修繕に向けた設計業務に要する補正予算。また、浦戸湾東部流域下水道事業につきまして、国の動きを踏まえまして現在、公営企業会計への移行を進めているところですが、その移行に伴い必要となる補正予算。これをお願いしているものです。詳細は後ほど担当課長から御説明をします。

また、人件費の補正予算がございます。主な理由といたしまして、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係ります、給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝などによるものです。なお、人件費につきましては各担当課長からの説明は省略します。

参考資料の2ページ目、こちらは性質別の予算説明資料となっています。3ページ目は、室戸広域公園、土佐西南大規模公園の大方地区、佐賀地区、また中村地区の指定管理につきまして、今年度末をもちまして指定管理の期間が満了となりますので、それぞれ令和2年度から改めまして5年間の管理委託に要する債務負担をお願いするものです。

次の4ページ目、こちらは客船受け入れ等の業務の委託料ですが、高知新港にクルーズ客船が寄港した際に、岸壁での受け入れ対応の業務を民間事業者に委託するものでして、来年度最初の寄港が4月当初に予定されますことから、債務負担をお願いするものです。

5ページ目と6ページ目は、高知港の係留施設等管理運営の委託料で、高知港の港湾施設の指定管理につきまして、今年度末をもちまして指定管理の期間が満了します。改めて

令和2年度から5年間の管理委託に要する債務負担をお願いするもので、5ページ目が一般会計、6ページ目が港湾整備事業特別会計による債務負担をお願いするものです。

7ページ目は、繰越明許費の説明資料です。一番上の1の繰越予定額という表です。全体件数、新規が47件、変更7件で、9月に既に御承認いただいている繰り越しと合わせますと491件、399億640万5,000円となっています。その下の下段、左側の表は工種別の件数と金額です。また、右側の表は理由別の内訳を記載しております。追加でお願いします47件は、工期を考慮いたしますと、工事の完了が令和2年度になることが見込まれるため、本議会で繰り越しの議決をお願いするものです。

以上が今回提案しております補正予算の概要となります。

次に、条例その他議案につきまして御説明いたします。

まず、契約議案といたしましては国道439号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事請負契約の締結に関する議案など4件を提案しております。

条例議案といたしましては、高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案など2件、また、室戸広域公園、土佐西南大規模公園の大方地区、佐賀地区、中村地区、高知港係留施設等4つの指定管理の指定に関する議案。また、県有財産、高知新港港湾関連用地の処分に関する議案を提案しております。

その他、はりまや町一宮線はりまや工区の整備につきまして御報告をします。それぞれの案件につきましては後ほど担当課長から御説明します。

報告事項の最終ページ、赤いインデックス審議会等では、令和元年度各種審議会等の審議経過などの一覧表です。

以上で、12月議会へ提出しております土木部の議案などの総括説明とします。

〈土木政策課〉

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に土木政策課の説明を求めます。

◎坂本参事兼土木政策課長 土木政策課からは条例その他議案2件について御説明します。まず③の条例その他議案の60ページをお開きください。

第24号、国道439号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事請負契約の締結に関する議案です。この議案は、高岡郡四万十町木屋ケ内において建設を予定しております大木絆第一橋の上部工の工事請負契約の締結に関するものです。

本年9月26日に一般競争入札を行い、9億523万9,500円で、横河・鉄建特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は令和5年3月17日となっております。工事の概要を御説明しますので、別途お配りしております土木部の参考資料の土木政策課の1ページをお開きください。

一般国道439号は、県全体のネットワークの強化等幹線道路網の形成を図るため、順次

整備しており、高岡郡四万十町木屋ヶ内～大奈路間は、木屋ヶ内バイパス第二工区として、平成 15 年度から事業に着手しております。この道路整備により、県全体のネットワークの強化等幹線道路網の形成はもとより、既存道路の幅員狭小や線形不良の解消が図られる予定です。第 24 号議案に関する説明は以上です。

続きまして、③の条例その他議案の 62 ページをお開きください。第 26 号、国道 493 号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。この議案は、平成 29 年 10 月から安芸郡北川村で行われております小島トンネル工事の契約金額について、27 億 6,766 万 920 円を減額し、24 億 3,839 万 7,000 円に変更しようとするものです。

工事の概要を説明します。別途お配りしております土木部参考資料の土木政策課の 2 ページをお開きください。先ほどの裏面になっております。

この工事は、位置図の真ん中ほどに、小島トンネルと赤色の太い曲線で示しております総延長 913 メートルのトンネル工事で、平成 29 年 10 月 12 日に西松・関西・東山・大宮特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和 2 年 2 月 28 日を完成期限として工事を進めているものです。当工事において、トンネルの掘削を進める中で、想定より安定した地山であると確認できましたことから、当初契約より安価な工法で作業を進められることが可能となりました。

また、掘削により発生した土砂についても、施工箇所近隣に新たな搬出先を確保できるため、残土運搬距離が短縮されることなどにより、契約金額の減額を行おうとするものです。

以上で土木政策課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 先ほどの小島トンネルの関係で、安くなったということで非常にいいことだと思います。残土処理場が近くなったということですがけれども、災害復旧に関連して、何か新たにできたのか、それとも見つかったのか。自分が言いたいのは、これ最初から安く契約できていたらよかったなという思いがあって、そこは今回、新たな事象が発生してから、新たなラッキーなことがあって、残土処理場とか含めて安くなったのか、そこら辺はどういうことでしょうか。

◎松下参事兼防災砂防課長 防災砂防課ですが、残土処分場はできるだけ近くに設定したいと思うところですが、なかなか条件の合うところが見つかるわけがありませんので、できるだけ安くしようということで調整を続けていて、ようやく見つかったということです。

◎依光委員 ずっとなんか、テーマのようにしていろいろ聞いてるところがあるんですが、やっぱり大事ということがわかりました。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で土木政策課を終わります。

〈河川課〉

◎土居委員長 続きまして、河川課の説明を求めます。

◎汲田河川課長 河川課からは繰越明許費について御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の152ページをお開きください。繰越明許費につきましては、6月議会、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後、状況の変化により追加をお願いするものです。

まず、1目河川管理費の和食ダム建設事業費につきましては、左岸再掘削を施工するに当たり、節理面上部の土塊を確実に除去するための地質調査などに日数を要したことにより1億1,225万4,000円の繰り越しをお願いするものです。

次のダム改良費につきましては、香美市の永瀬ダムにおきまして、警報設備等の新設に当たり、その設置場所などにおいて、地元との調整に日数を要したことなどにより2億6,825万7,000円の繰り越しをお願いするものです。

これらにつきましては、契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。

以上で河川課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

（なし）

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎土居委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎松下参事兼防災砂防課長 防災砂防課から繰越明許費及び条例その他議案について御説明いたします。資料②補正予算の議案説明書の153ページをごらんください。繰越明許費につきましては6月議会、9月議会でも御承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず追加ですが、12款土木費、1目砂防費の砂防単独事業費につきましては、黒潮町の堂ノ谷口地区におきまして、工事の施工に伴う工事用資機材等の運搬路について地元との調整に日時を要したことにより、1,129万2,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、変更ですが、2目砂防整備費の通常砂防事業費は仁淀川町の谷山川におきまして、工事の施工に伴う工事用資機材等の運搬路について地元との調整に日時を要したことなどにより、6月と9月議会で議決いただいた額と合わせまして10億8,418万円の繰越予定額

に変更をお願いするものです。

地すべり対策事業費につきましては、越知町の楠神地区におきまして、工事の施工に伴い発生する水質汚濁問題について地元との調整に日時を要したことなどにより、9月議会で議決いただいた額と合わせて2億4,050万2,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、安田町の上間下地区におきまして、地権者との交渉に日時を要したことなどにより、9月議会で議決いただいた額と合わせまして、14億3,303万4,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

これらの工事は契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の処理を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。

次に、資料③条例その他の議案書の61ページの第25号県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案です。詳細について、参考資料のほうで御説明しますので、土木部参考資料の防災砂防課のページをごらんください。

この工事は平成30年7月豪雨により被災した県道川之江大豊線の災害復旧を図る工事です。1ページの上の半分の四角の中に、右下に被災時の道路の状況がございます。この道路の被災した状況の上に、斜め写真、空中から撮ったものがついていて、そこに丸く赤で囲った線がございますが、この赤の線の左下に道路の被災したちょっと茶色っぽいところが写っておりまして、その被災した上に、地すべりの大きなものがおったということです。この地すべりが幅が157メートル、長さ166メートルの深さ22メートルの地すべりで、災害復旧のために、地すべり対策としまして、アンカーで地すべりの土塊をとめる工事を行います。471本のアンカーを施工する予定となっております。工事に時間を要しますことから、6月議会において令和元年度から令和3年度までの債務負担行為を御承認いただいたものです。

この工事請負契約の締結につきましては、去る令和元年の10月24日に一般競争入札を行いまして10億7,069万6,000円で高知市九反田5番8号の新進・大谷・大石・特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体と契約を締結しようとするものです。なお、完成期限は令和4年3月25日となっております。

以上で防災砂防課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎土居委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の補正予算について御説明をします。②議案書（補正予算）の155ページをお開きください。歳出について説明します。

まず、2目の道路橋梁改良費は4,963万1,000円の増額をお願いするものです。これは、防災安全交付金事業におきまして、関係機関との協議の結果、事業の執行が困難となった市町村があり、その事業費を県が受け入れて執行するための増額で、県道興津窪川線など4路線で橋梁の老朽化対策を前倒しで実施するものです。

次に157ページ、繰越明許費につきましては、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。まず、1目道路橋梁管理費の道路改良費では、県道磯谷本山線など6件の工事におきまして、計画調整や補償交渉に日時を要したため、9月議会で議決いただいた額と合わせて8億5,886万1,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

次に、2目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費では、県道窪川船戸線と国道381号の2件の工事におきまして計画調整に時間を要したため、9月議会で議決いただいた額と合わせて39億5,161万9,000円の繰り越し予定額に変更をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業費では、県道安田東洋線など13件の工事におきまして計画調整に日時を要したため、9月議会で議決をいただいた額とあわせて186億5,633万9,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

以上で道路課の説明を終わります。

◎土居委員長 では、質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎土居委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎小松都市計画課長 都市計画課の補正予算につきまして説明します。資料番号2の議案説明書補正予算の158ページ、歳出予算をお願いします。

1目都市計画費の1都市施設管理費は、県が管理する高知駅大屋根において修繕の必要が生じたことから、修繕工事に向けた設計業務を委託するため、653万4,000円を増額するもので、財源は全額一般財源です。

このことにつきましては、参考資料により御説明いたします。参考資料、都市計画課のページをお開きください。

まず、これまでの経緯を御説明します。左上をごらんください。この高知駅大屋根はJR土讃線の連続立体交差事業に合わせて県が施工し、平成20年2月に新高知駅舎とともに供用を開始しております。供用後毎年行っている定期点検の中で、平成29年8月、北側屋

根部に直径数ミリの穴が多数確認されました。このたび現地調査等を重ね、おおむね原因を特定できましたので、修繕工事に向けた設計業務の予算をお願いするものです。

左の断面図及び平面図をごらんください。穴あきは屋根頂部にある排煙用のトップライトの延長内において、トップライトの北側 0.5メートルから 4.3メートルの位置に点在しております。右下の写真左が穴あきの状況、右がその全景で、現在は応急処置としてアルミテープで塞いでいます。

次のページの左上にある穴あきの発生原因ですが、トップライトの日陰によって2つの要因が重なったためと考えています。まず1点目は、屋根材の裏面塗装が剥離したことです。下の大屋根断面図をごらんください。穴あきの範囲は現地調査により、トップライトの日陰部分とほぼ一致しています。また、下の写真にあるように、日陰となる北側と日影が生じない南側の屋根材をめくったところ、日陰となる北側の裏面塗装が剥離しているのに対し、日が当たる南側は健全であることが確認できました。

このことから、トップライトで生じる日陰の境で温度差が生じ、屋根材にたわみが発生、写真の黒い絶縁マットなどとの経年的なこすれにより、裏面塗装が剥離したものと考えられます。2点目は、屋根の内部に結露した水が長期間にわたり滞留したことによるものです。高知駅大屋根は景観を重視したアーチ形状になっており、屋根頂部付近は比較的緩やかになっているため、夜間の外気と屋根内部との温度差により屋根内部の通気層に結露水が発生し、長期間にわたり滞留したものと考えられます。これら2つの要因が複合的に発生したことで、裏面塗装が剥離した屋根材と結露水が反応し、穴あきが発生したものと考えています。

右側に県が負担する理由を記載しております。今回の現象が先ほど述べましたように、特殊な構造による複合的な要因によることなどから、設計時点での予見は困難であったと判断しております。また、施工においても、当初の設計図面のとおり施工ができていることを確認しており、施工者の責任も問えないと判断し、県の負担により修繕を行うものとするものです。右下の今後の予定としましては、本年度末までに設計業務を行い、そのうち来年度の台風シーズンを外した冬期に修繕工事を行う予定です。

続きまして、繰越明許費を説明いたします。資料番号2の議案説明書補正予算資料に戻っていただきまして、159ページをお願いします。

街路事業は交付金事業と県単独事業を組み合わせで行っており、繰越明許費につきましては、9月議会で公共県単ともに御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、既に議決いただいた額と合わせて7億2,435万1,000円の繰り越しを、3目都市施設整備費の都市計画街路事業費、これは交付金事業に当たりますが、これも同様に、既に議決いただいた額と合わせて9億3,447万

4,000円の繰り越しをお願いするものです。

これらは、朝倉駅針木線中工区において、工事の施工に伴い発生する通行規制期間について地元との調整に不測の日数を要したことから、工事の年度内完成が見込めなくなり繰り越しとなるものです。この工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会での繰り越しの議決をお願いするものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎依光委員 1点、要請みたいな話ですが、これについてはもう納得して御説明聞きました。それで、北側の傷んだ部分と南側の部分を比べていると思います。南側の部分は健全ということなんですけれども、そこはしっかり確かめておいたほうがいいと思っていて、新品よりは劣化しているのか、それとも新品と同じ状況なのかを1回確認しておいたほうがいいと思います。それとつけ加えて言うと、ビスでとめているものととめてない部分があって、これとめていないものやと思いますが、ビスを打ってるやつも外せることができるのであれば、外したのも1回見ておいたほうがいいと思いますし、ビスとめたところからどうしても水が入るとかがあって、腐食している場合もあるかもしれないので、せつかくこういう工事をするのであれば、点検みたいな意味としてやっていただければと思います。これはもう要請です。

◎土居委員長 要請で。

私から1点、都市計画街路事業の交付金事業の日程調整で繰り越しになっていることですが、これは朝倉駅から国立病院機構高知病院までの工区の話だと思うんですが、あそこがどんどん整備される中で、例えばことしの豪雨のときも、あそこに水路があります。そこが越水、あふれてちょっと浸水するということがここ数年ちょっとした豪雨で、つかるようになってきていまして、そのことで、地域住民がちょっと不安に思っているところがあります。そういったことに対して、県としては何か対応できるのか。またそういったことにちゃんとした答えがないと、地域からいろんな声が上がってくるんじゃないかということを懸念するんですけれども、その辺、課としてはどうですか。

◎小松都市計画課長 実際その地元の声を自分がまだよく確認していなかったんですが、改めて土木事務所とも話をし、まずは地元と、その不安の声を1回は面と向かって聞いて、それに対応できるかできんかも改めて確認させてください。

◎土居委員長 新たに道が整備されるということはいいいことなんですけれども、それによってまたさらに水の流れが悪くなるということであれば、なかなか地域の理解も得られないんじゃないかと思うので、その辺の対応は、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質疑を終わります。

以上で都市計画課を終わります。

〈公園下水道課〉

◎土居委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 公園下水道課から今議会にお諮りしております議案は5つの条例その他議案と、それに伴います2件の補正予算案、及び2件の繰越明許費に係る補正予算案です。まず、一般会計の歳入及び歳出予算の補正ですが、第7号の条例議案に関連しておりますので、先に条例議案について説明をします。③条例その他議案の1ページをお開きください。

第7号高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案ですが、詳細は、参考資料で説明しますので、土木部参考資料の公園下水道課のインデックスをお開きください。A3横のカラー資料、第7号議案説明資料です。

まずは、条例を制定することになりました経緯について御説明をいたします。下水道事業をめぐる国の動向といたしましては、骨太の方針2014におきまして、簡易水道事業や下水道事業に対して、公営企業会計の適用を促進することが明記され、また総務大臣より、翌年になりますが、平成27年度から平成31年度までを集中取り組み期間とし、都道府県及び人口3万人以上の団体は、公営企業会計への移行を推進するように通知がございました。背景といたしましては、下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大や、全国的な人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる状況を踏まえまして、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、経営の見える化を行うというものです。

また、平成30年4月6日には、国土交通省から令和2年度末までに公営企業会計へ移行することが、下水道施設の整備等に係る交付金事業の交付要件とされ、全国的にも取り組みが進んでおりますことから、本県も令和2年4月1日より流域下水道事業特別会計を公営企業会計に移行することとしたものです。公営企業会計に移行する際には、組織や財務、職員の身分と地方公営企業法のすべての規定を適用いたします全部適用と、財務規定のみを適用いたします一部適用がございます。

2つ目の枠の適用の理由の3ポツ目に記載しておりますが、流域下水道の運營業務とあわせて、本課の業務として行っております市と市町村指導業務といった一般行政部門との一体的な業務の執行が可能となることや、別組織を立ち上げることとなる全部適用と比べまして、移行に係る事務負担がはるかに軽減できることことから、財務規定のみを適用する一部適用とすることといたしました。ちなみに、右の一番下の枠に参考として記載しておりますが、他県の状況といたしましては、流域下水道事業を運営しております42都道府県の全てが公営企業法を適用することとしておりまして、うち全部適用が5都道府県、一部適用が37道府県となっており、比較的、事業規模が大きい大都市で全部適用が採用されている傾向にございます。

右の上の枠に地方公営企業法の抜粋を記載しておりますけれども、法の第4条にありま

すとおりに、地方公営企業法を適用する際には、経営の基本に関する事項を条例で定めなければならないとされておりまして、今回、条例の制定をお諮りするものです。

その下の大枠です。条例の主な内容を記載しておりますが、条文につきましては、既存の高知県公営企業局設置条例を参考にしております。第2条におきましては、流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することを規定しております。第4条におきましては、予算に定める必要のある資産の取得や処分について規定しており、地方公営企業法施行令第26条の3にのっとりまして、公営企業局設置条例と同様に、予定価格7,000万円以上のものとしております。第5条におきましては、職員の賠償責任の免除をする際に、議会の同意を得なければならない場合を規定しておりまして、これも公営企業局設置条例と同じ額の100万円以上の賠償額としております。第6条におきましては、負担付きの寄附、または贈与の受領、県の業務に属する損害賠償額の決定をする際に、議会の議決によらなければならない場合を規定しており、これも公営企業局設置条例と同じ額としております。第7条におきましては、地方公営企業法に定められております事業の概況経理の状況等の業務状況説明書類の作成について規定しております。

条例案の説明は以上ですが、公営企業会計の移行に伴いまして必要となる補正予算案をお諮りしております。②議案説明書補正予算の160ページをお開きください。

移行に際しましては、4月1日から地方公営企業会計の複式簿記に対応する会計システムを新たに導入することとしておりますが、現行の財務会計システムと連携しなくなるため、通常行っております年度を越えた5月末までの出納整理期間の事務処理が行えなくなってしまいます。この処理を行えるようにするためのシステム上の工夫といたしまして、現在の特別会計にある予算から諸収入として5,058万7,000円を受け入れ、次のページのとおり、一般会計に歳出として同額を計上することで、財務会計システムによる出納整理期間の事務処理が可能となるようにするものです。

なお、今年度につきましては、設置条例議案と同じタイミングで補正予算を計上いたしました。今後と同様の処理を行う必要がございますので、令和2年度からは、当初予算に同様の予算を計上することといたしております。

次に、一般会計の繰越予算案について説明をいたします。次の162ページ、4公園費の都市公園単独事業費につきまして、7,162万8,000円の繰越予算をお諮りしております。繰り越しに係る工事は2件ございまして、春野総合運動公園の高圧変電施設の改修工事、また、土佐西南大規模公園大方地区にございます体育館の屋根改修工事ですが、いずれも、工事中の施設の使用ができなくなる期間につきまして、指定管理者や利用関係者との協議に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったもので契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できます、いわゆる翌債の手続を行うため、議決をお願いするものです。

続きまして、163ページをお願いします。県では、都市公園の利用者へのサービス向上

と効率的な管理運営を図るため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しております。そのうち室戸広域公園と土佐西南大規模公園の大方・佐賀地区、また、同じく土佐西南大規模公園の中村地区につきまして、今年度末をもって、現在契約しております指定管理期間が満了となりますことから、それぞれ、令和 2 年度からの 5 年間、指定管理者に公園の管理運営を委託するための債務負担行為をお諮りするものです。

この債務負担行為と関連いたしまして、それぞれの公園の指定管理者の指定に関する議案もお諮りをしております。③条例その他議案の 53 ページをお願いいたします。

第 17 号議案高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案から第 19 号議案までの 3 つの議案です。これも参考資料で説明をしますので土木部参考資料公園下水道課のインデックスの 2 ページ目、第 17 号議案説明資料をお願いいたします。

室戸広域公園は平成 13 年 4 月に供用開始いたしました広さ約 74 ヘクタールの公園で、主な施設としましては、野球場やちびっこ広場、また、平成 29 年に完成した屋内運動場などがございます。中段より下、3 過去の指定管理者の状況にございますように、現在まで、株式会社双葉造園が指定管理者となっております。4 今回の指定議案についての 4 ポツ目でございますように、8 月 30 日から 10 月 28 日までの 60 日間、公募を行いまして、株式会社双葉造園の 1 社から申請がございました。11 月に開催いたしました指定管理者審査委員会におきまして、管理期間 5 年間の事業計画について審査をいただき、指定管理者の候補者として選定をされております。

評価のポイントといたしましては、自主事業を実施し、利用者へのサービス向上を図るとともに、県外の大学や高校の野球部の合宿地としての誘致等によりまして、中段、2 の導入の目的及び効果のとおり、前期の指定期間の最終年度と比較いたしまして、約 23% の利用料金収入の増加が図られたことなどがございます。なお、審査委員からの個別の評価といたしまして、ほかの施設での管理実績があり信頼性が評価できるとか、植栽の管理が良好であるとの評価をいただいております。管理代行料の提案額は 4 今回の指定議案の 3 ポツ目のとおり、5 年間で 8,403 万 8,000 円となっており、債務負担行為に係る補正予算案としてお諮りをしております。

次のページ、第 18 号議案説明資料をお願いいたします。土佐西南大規模公園大方地区・佐賀地区は昭和 58 年 10 月に供用開始をいたしました合計約 46 ヘクタールの公園で、体育館、テニスコートや平成 29 年に完成いたしました人工芝の運動広場等のスポーツ施設のほか、キャンプ場やふるさと総合センター等の施設がございます。3 の過去の指定管理者の状況にございますように、現在まで特定非営利活動法人 N P O 砂浜美術館が指定管理者となっております。4 の今回の指定議案にございますように、さきの室戸広域公園と同様、8 月 30 日から 10 月 28 日までの 60 日間公募を行い、特定非営利活動法人 N P O 砂浜美術館の 1 社から申請があり、審査の結果、指定管理者として選定をされております。

評価のポイントといたしましては、自主事業の実施のほか、合宿や大会の誘致活動等を実施したことによりまして、2の導入の目的及び効果のとおり、前期の指定管理の最終年度と比較して利用者数で約12%、利用料金収入といたしまして約25%の増加が図られたことなどがございます。委員からの個別の評価といたしまして、事業展開の発想が柔軟で期待できる。公園管理のみならず、スポーツや砂浜美術館の運営などが相まって、良好な施設管理が期待できるとの評価をいただきました。管理代行料の提案額は4今回の指定議案についての3ポツ目のとおり、5年間で2億6,555万4,000円となっております、債務負担行為に係る補正予算案としてお諮りをしております。

次のページ、第19号議案説明資料をお願いいたします。

土佐西南大規模公園の中村地区ですが、平成2年2月に供用開始をいたしました広さ約36ヘクタールの公園で、オートキャンプ場「とまろっと」のほか、遊具があるわんぱく広場や展望台等がございます。3過去の指定管理者の状況でございますように、現在まで、公益財団法人四万十市公園管理公社が指定管理者となっております。同様に、8月30日から10月28日までの60日間公募を行いまして、公益財団法人四万十市公園管理公社の1社から申請があり、審査の結果、指定管理者の候補者として選定をされております。

評価のポイントといたしまして、宿泊者へのアンケートにより要望を把握しながら、満足度の向上に努めることにより、2の導入の目的及び効果のとおり、前期の指定管理の最終年度と比較いたしまして、利用者数で約17%、利用料金収入といたしまして約9%の増加が図られたといったことがございます。審査委員からは、利用者のために、職員がベクトルを合わせて管理を行っており、安心して任されると感じたとか、オフシーズンの割引など、閑散期の収用率を上げる取り組みもされており、施設を有効に活用する姿勢が見られるとの評価をいただきました。管理代行料の提案額は、4の今回の指定議案の3ポツ目のとおり、5年間で4,690万円となっております、債務負担行為に係る補正予算案としてお諮りをしております。

以上3件の指定管理運営代行料は前回より増額となっておりますが、主な要因といたしましては、人件費の上昇と、この10月からの消費税の増税に伴うものです。

引き続きまして、第27号議案浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案について説明をいたします。③条例その他議案の63ページをお開きください。

平成29年度に日本下水道事業団へ委託をしております高須浄化センターの消化槽設備に関する協定の変更契約議案で、県の契約条例第3条の規定により議会の議決に付さなければならないとする6,000万円以上の契約額の減額に該当する契約変更となります。これも、土木部の参考資料で説明しますので、公園下水道課の5ページをお願いいたします。第27号議案説明資料です。

協定名の下に工事の概要を示しておりますが、現在、汚泥を微生物によりメタンガスや二酸化炭素などに分解し、減量化する消化槽の整備を進めており、この協定は、消化槽本体と附属する消化槽の保温パネルや外周階段及び場内整備などの附帯工事を行うものです。変更前の枠に記載のとおり、平成 29 年 5 月 29 日から令和 2 年 3 月 31 日までの工期、契約額 10 億 9,954 万 3,000 円で日本下水道事業団との随意契約により協定の締結を行っております。この消化槽本体の外周周りに設置をする保温パネルの材料につきまして、通常であれば 2 カ月程度で納入されるといったことから、工事の施工時期に合わせて、9 月に発注をしたところ、製造メーカーから工期内の納入が見込めないことが判明をいたしました。これは、保温パネルの主要メーカーの 2 社のうち 1 社で製造機械の不具合や、主要工場の火災により稼働が停止したことから、残り 1 社に本工事を含め発注が集中したため、製造が追いつかなくなったことによるものです。

これによりまして工期内の納入及び施工が困難なことから、保温パネル設置後に施工する外周階段また場内整備などを含めました附帯工事を本協定から分離し、協定を精算することとしたいもので、工事費を 1 億 5,100 万円減額し、契約額 9 億 4,854 万 3,000 円とする契約変更議案をお諮りするものです。なお、分離した工事の契約につきましては、事業団が元の工事と同一業者と随意契約することとしており、その際には、元契約との合冊により諸経費の計算を行いますので、分離による全体工事費の増減はございません。

以上で公園下水道課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 指定管理者で、多数の指定管理があるようにいろいろ工夫されていて、その中の土佐西南大規模公園で、サービス改善提案事業 100 万円とありますが、これはどういったことか教えていただければ。

◎片岡公園下水道課長 今回提案のあった、サービス提案事業ですが、屋内スポーツ大会運営用の机といすの購入ですとか、公園内の老朽化した表示看板の更新再整備ですとか、園内のウォーキングコース、ランニングコースの設置に関して提案をいただいております。

◎依光委員 指定管理というと、老朽化していく施設の中で、指定管理料が下がってということもあって、今回複数年で 5 年になったということで、いろんな提案があってそれでどんどん改善されるようにということで、いい事例ができたと思いますんで、また、引き続き、いろんな業者から、本当は複数で競い合うほうがいいと思いますけれども、またそういうこともよかった事例として、受け継いでいただければと思います。

◎大石委員 1 点だけ、室戸の広域公園の指定管理が出ていますが、ちびっこ広場のところの遊具が老朽化して、廃墟みたいな感じになって、ここは評判もいいところで、よく相談を受けたりするんですけども、これ管理者、期間がかわると整備の計画、あるいは撤去とかも考えられているんですか。

◎片岡公園下水道課長 利用者の方に御迷惑をおかけしております。複数の遊具が使用中止になっているという状況なんですけれども、遊具の修繕に関しましては事業費が大変かかりますので、指定管理者にお任せするのではなく、原課のほうで予算を要求して対応することになります。室戸広域公園につきましては一番人気で、たこたこタワーという、シンボルになっている遊具がございますが、それも老朽化でしばらく使用できない状況になっているんですけれども、まもなく、年度内には改修をするということ。あと、ターザンロープも改修をし、ここも年度内に対応するというので、全てに対応は予算的な制約からできないんですけれども、人気のある遊具から、対応していきたいと考えております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で公園下水道課を終わります。

〈建築指導課〉

◎土居委員長 それでは次に、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 建築指導課の高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。資料の③条例その他議案の47ページです。なお、詳しくは参考資料で説明いたしますので、参考資料の中の建築指導課のページをお開きください。

まず、資料には書いておりませんが、建築士には1級、2級、木造の3種類がありまして、建築士の試験や登録に関する事務については、1級建築士は国、2級と木造建築士については、都道府県が所管しております。このため、この条例には2級建築士及び木造建築士の受験と登録に係る手数料額が定められておりまして、これらを建築士法の改正に伴い改正された、国が定める標準額に倣い改正するなどするものです。

資料上部の建築士法の改正というところをごらんください。建築士に関しましては、近年、受験者数の減、それから受験年齢の高年齢化が顕著となっており、人材の確保が難しくなっているという課題があります。これを解消するために、若手建築士の確保等を目的に、免許登録に要する期間を短縮する法改正がされました。

具体的には、これまで受験する前に満たす必要があった実務経験の要件について、一部の例外はあるものの、原則として免許の登録までに満たせばよいとなったものです。あわせて、手続き関係規定の改正により、実務経験の対象業務が多様化されるとともに、その審査方法の厳格化が図られることとなりました。このことを踏まえて、資料の中ほどにあります国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正によって、2級及び木造建築士の受験登録に係る手数料標準額の改正がされました。

現行では、実務経験審査に係る事務に相当する手数料額が全て試験手数料に含まれているところ、その一部の1,400円が免許手数料に移り、その上で審査方法の厳格化による事務量の増、それから物価変動等の反映により、試験手数料に2,000円、免許手数料に3,700円が上乗せされた結果、従来額に対し、試験手数料はプラス600円、免許手数料はプラ

ス 5,100 円となりました。

これにより、資料の一番下にあります高知県建築士法施行条例の改正という囲みにありますとおり、試験手数料を 1 万 7,900 円から 1 万 8,500 円に、免許手数料を 1 万 9,300 円から 2 万 4,400 円にそれぞれ改正するものです。施行日は法及び政令の施行日に合わせて、令和 2 年 3 月 1 日と考えております。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 審査方法の厳格化という部分は具体的にどういうことになりますか。

◎益井建築指導課長 まず、厳格化の前に少し説明しますけれども、実務経験の対象業務が拡大されました。例えば、建物に関する調査とか鑑定業務、これも実務経験に入れる。あるいは、既存建築物の利活用計画の策定業務、これなんかも対象業務に入れるというように、対象業務が拡大しております。そのために、多様化した内容の実務経験審査というのを厳密にするということで、審査方法の厳格化ということになります。

具体的に言いますと、申告を求める内容、どういう実務経験をしたか内容を詳細に書かせることと、第三者がそれを証明することを強化することがされることとなります。もう一つ、例えばこれが実務経験に入るか入らないかという判断の難しいケースの個別審査に対して、委員会などを設置して審査をすることが行われることとなっています。

◎塚地委員 今回の目的は、受験者数をふやして、若手の建築士を確保するかということだと思えますけれども、今おっしゃったような、実務の経験が高知県内でも、十分にできる状況はあるんですか。

◎益井建築指導課長 高知県内でも十分にできると考えています。建築士の方が建築士事務所で働くときに、まず、資格がなくて事務所の中に入って実務経験を積んで、積んでも試験で合格するかどうかはわかりませんので、何回か落ちてやっと合格して、それで免許登録になっていたと考えていますけれども、実務経験を積みながら受験勉強もできることで、これを平行して行うことができますので、高知県内でも十分行えると考えています。

◎塚地委員 今、合格、実務経験はどっちにしろ 7 年間は必要ですよ。

◎益井建築指導課長 最長 7 年は必要です。

◎塚地委員 最長 7 年は必要という、そこは別段、緩んだわけではないんですか。

◎益井建築指導課長 それが緩んでいるということではなくて、要は試験を受けるために、試験の受験をするのに実務経験が必要だったのが、後ろ倒しになったといいますか、免許の登録をするときに、実務経験を満たしておればよいということになっています。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で建築指導課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎土居委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎江口港湾振興課長 港湾振興課の12月補正予算につきまして御説明をいたします。補正予算の資料ナンバー2議案説明書の170ページをお願いいたします。

今回、御審議をお願いいたしますのは、客船受入等業務委託料1億4,174万8,000円の債務負担行為で、来年度に高知新港に寄港する客船の岸壁における受け入れ業務を民間事業者に一括して委託しようとするものです。債務負担行為としておりますのは、来年度最初の寄港が4月5日に予定されておりますので、今年度内に契約し準備を始める必要があるためです。

それでは、委託業務の内容について御説明いたします。土木部参考資料の港湾振興課の資料1ページをお開きください。

まず、現状及び今後の客船の寄港の状況等につきまして御説明をします。左上の1高知新港における客船寄港数の推移をごらんください。今年度の客船の寄港数は昨年度に大幅減となりました中国発着クルーズが引き続き少なかったことや、台風等による影響もあり、前年度に比べ4回減となる30回となっております。来年度の寄港予定は先ほど、田中副委員長からも御指摘ありましたけれども、12月1日時点で既にクルーズ商品として公表されているなど、ほぼ寄港が確定しているもの、この棒グラフでいうと青のところは邦船、日本船なんですけどそれが2回、棒グラフの赤のところ外国船、これが45回で計47回の確定となっております。まだ商品として公表されていませんが、高知新港に予約が入っているもの、この棒グラフで言いますと緑のところです。これを我々ちょっと仮予約と申しておりますが、仮予約の部分が20回もありますことから、今年度に比べまして、来年度の寄港回数は大幅にふえるということが見込まれております。

次に、右上の表、客船の発着地別特徴をごらんください。客船が年間を通じてどこの国、港を中心にクルーズ船の商品が組まれているかを分類して整理したものです。これを見ますと、例えば表中の日本、そしてワールドと書かれた部分、これは日本国内の港を発着として運航されております外国客船やワールドクルーズのことをあらわしますが、昨年度から寄港数がふえてきております。来年度にはそれぞれ15回、17回の予約が確定となるなど、ここの部分が非常に順調に伸びております。

また、右の中国と書かれたところですが、これは中国発着のクルーズになります。平成29年度には、全高知新港に寄港した40回のうち何と半数になります20回が寄港しておいたものが、昨年度3回、今年度1回と寄港数は大幅な減となりました。来年度は、先ほどもありましたが、既に8回の寄港が確定しておりますように、寄港数の回復が見られるところです。12月1日現在で予約確定数47回に加え、それ以外の客船の見込みを加えまして、来年度の寄港回数を57回と想定して予算を組んでおります。

真ん中の令和2年予算の考えですけれども、平成31年3月に供用開始しました客船ターミナルの運用実績も踏まえまして、入港時のイベントやターミナル内でのおもてなしにつ

いても見直しを図り、お客様の満足度向上につながるような受け入れ体制となるよう業務の改善を図っていきたいと考えております。

4番委託業務の概要について御説明します。委託料の総額は1億4,174万8,000円になります。委託先につきましては県内事業者で、公募によるプロポーザル方式で決定したいと考えております。なお、客船受け入れの業務委託としましては、先ほどもありましたが、観光振興部おもてなし課も予算を計上しておりまして、我々港湾振興課につきましては、高知新港岸壁での観光案内、関係行事、シャトルバスの運行や誘導警備を主に行っています。先ほどありましたが、おもてなし課では、特に、高知市中心市街地における人の流れをスムーズにさせる観光案内ですとか、高知城近辺での駐車場対策と、そういうものに役割分担を行いまして、快適満足度の高い高知観光となるように取り組んでおります。

先ほど、大石委員からお話ありましたけれども、寄港のクルーズは、早く来る場合もございます。7時ぐらいに来る寄港もありまして、その分につきましては、先ほどお話のありました高知城等も含めまして、おもてなし課と協議を図っていきたいと考えています。

最後になりますけれども、客船による効果です。5番のところ、客船寄港による直接消費額等をごらんください。平成28年度に乗客等に行いましたアンケートによりますと、1人当たりの平均消費額は外国客船が1万4,000円、邦船、日本船は1万1,000円となっております。これに予定乗船客数をかけて直接消費額を算出いたしますと、約21億4,000万円余りとなっております。そのほか、客船が入港する際の入出港の関連収入が1億4,535万円ありまして、合計で22億9,000万円弱の直接消費額等が見込まれております。

説明は以上になります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 委託の概要で既に債務負担の金額が出ているということは、一定の積み上げをされての金額なんだろうと思うんですけれども、プロポーザルで行われるということなんです。この1億4,000万円のうち、どの部分が一番金額が多いものになっているんですか。

◎江口港湾振興課長 一番多いのは、シャトルバスの運行になります。シャトルバスは船の大きさによりまして、4台から6台を動かしておりまして、4,000人クラスの乗客が乗っている場合ですと、8台にふやすこと等もございまして。1台当たり平均すると10万円ちょっとかかりますので、それが6台、8台となると、結構その部分の費用がかかってくることになります。

◎塚地委員 1億4,000万円というと結構な金額だと思うんですけれども、バス代で今の金額をかけて、大体どれぐらいの見積もりをされていますか。

◎江口港湾振興課長 バス代を合計しますと、4,100万円ほど計上になっております。

◎塚地委員 ということは、あと1億円分がその他の①②③の事業費で見込んでおられるということですか。

◎江口港湾振興課長　そういうことです。あと、非常に多いのが会場の運営費といいますか、そちらの中で観光案内をしたり、運航の管理といいますか、そういうものの管理をするところの人件費、それも4,000万円近くあるということで、そこは非常に大きくなります。

◎塚地委員　人が大事じゃないかなと、先ほどおっしゃったこともあって、警備の問題ですとか、そこに安全性を担保した、しっかりしたものが確かに必要だと思うんで、その部分の人件費は大変理解もできます。それを合わせると8,000万円ぐらいになるので、それ以上が、結構プロポーザルの的に工夫ができる部分なのかなというのが大体見えてきたので、結構です。

◎土居委員長　質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎土居委員長　次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎小森港湾・海岸課長　港湾・海岸課の補正予算、繰越明許費及び条例その他議案について説明します。資料の②議案説明書補正予算の173ページをお願いします。

今回の港湾・海岸課の補正予算につきましては、国からの追加予算と10月の台風19号による海岸堤防の復旧に要する経費、それと海岸に漂着した流木などの処理に要する経費を補正予算としてお願いするものです。まず、資料の中段8項海岸費の1目海岸費の説明欄の2海岸漂着物等地域対策推進事業費と、次のページ174ページの4目河川海岸保全費の説明欄、1河川海岸災害関連緊急砂防等事業費、その下の5目港湾海岸保全費の説明欄の1港湾海岸災害関連緊急砂防等事業費は、10月の台風18号、19号により東洋町から土佐清水市の海岸に漂着しました流木などを回収処理するために必要な予算の増額補正をお願いするものです。

次に、174ページ上段の3目漁港海岸保全費の説明欄の1市町村管理漁港海岸保全事業費は、市町村が行う海岸保全事業に対しまして、県が継ぎ足し補助を行うもので、国費の追加配分に対応するものです。今回の増額により、安芸市が整備しています穴内漁港海岸の侵食対策事業の事業進捗を図ってまいります。

175ページ、15款災害復旧費の2目耕地災害復旧費の説明欄の1耕地海岸保全施設災害復旧事業費は、10月の台風19号により室戸市の淀ノ磯海岸と黒潮町の灘海岸で台風の波浪により海岸堤防が被害を受けました。その施設の復旧にかかる経費の増額をお願いするものです。以上、175ページの下段に記載しています補正予算の合計は1億9,414万2,000円をお願いするものです。

次に、繰越明許費の説明をします。176ページをお願いします。

繰越明許の追加としまして、目欄の3目港湾建設費の港湾施設改良費は、高知新港にこ

とし3月に供用しました客船ターミナルに附帯する屋根つき通路の整備工事におきまして、整備位置や構造について関係者との協議に日時を要したため、1,260万円の繰り越しを、その下の4目河川海岸保全費の河川海岸侵食対策事業費は、室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備工事のブロックの製作ヤードについて、ほかの工事との調整に日時を要したため、2,871万8,000円の繰り越しをお願いするものです。これらは翌債の手続を行うため、今議会で議決をお願いするものです。

続きまして177ページ、高知港係留施設等管理運営委託料の債務負担行為について説明いたします。この債務負担行為につきましては、同じ資料の228ページの港湾整備事業特別会計の債務負担行為、及び資料の③議案条例その他の56ページの第20号高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案と関連しますので、まとめて説明します。

最初に、資料の③議案条例その他の56ページ、高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案です。高知港の港湾施設の管理運営業務につきましては、民間事業者が持つ能力やノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、平成26年度から指定管理者制度を導入しております。今年度末をもちまして現在契約しています指定管理期間が終了しますことから、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理者を指定するものです。

詳細につきましては、土木部参考資料で説明します。参考資料の港湾・海岸課の1ページ、高知港の港湾施設のうち、指定管理を導入する施設は、参考資料の航空写真に赤色で囲った範囲の施設です。下のほうに表に記載しています指定管理施設は、岸壁、栈橋、物揚場の係留施設20施設、荷さばき地や野積などの係留施設の背後用地46施設、船舶給水用の給水栓や外国船舶の保安管理を行うための埠頭保安設備、ガントリークレーン、シップローダなどの荷役機械など27施設の合計93施設です。

次のページ、2の指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者が持つ能力やノウハウを活用することで、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、利用者の利便性の向上と適正な港湾施設の管理運営を行う目的です。

3のこれまでの指定管理者の状況は、平成26年度より、第1期・第2期と高知ファズ株式会社が指定管理者となっております。4の指定管理者制度導入の効果は、岸壁の使用や背後用地の使用などの申請が一元化されて申請先がわかりやすくなったことや、港湾情報が1カ所に集まり、岸壁の使用調整や荷役作業の調整がスムーズに行えるようになるなど、利用者の利便性が向上しています。平成30年に港湾利用者77社に実施したアンケート調査の結果でも、満足度はとても良い、良いの回答が93%を占めております。また、指定管理になってよかった点としましては、利用のしやすさや、職員の丁寧な対応など数多くの回答をいただいております。

5の今回の指定議案について、ことし8月30日から10月28日までの60日間募集を行

い、高知ファズ株式会社1社から応募がありました。その後11月15日に有権者や利用者代表などで構成します指定管理者審査委員会で、高知ファズ株式会社が指定管理者の候補者に選定されましたので、指定管理者の指定に関する議案とそれに関連します債務負担行為をお諮りするものです。

指定期間としましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で、管理代行料は5年間の合計で7億9,972万5,000円となります。そのうち岸壁などの港湾施設の維持管理経費に係る一般会計の管理代行料は4億8,288万円。また特別会計で整備しました高知新港のガントリークレーンやシップローダなどの維持管理経費に係る特別会計の管理代行料は3億1,684万5,000円となります。

続きまして、県有財産の処分に関する議案について説明します。資料ナンバー③議案条例その他の59ページをお願いします。第23号県有財産（高知新港港湾関連用地）の処分に関する議案で、詳細につきましては参考資料により説明します。土木部参考資料の港湾海岸課の3ページをお願いします。

図面の中央の赤色で着色しています区画は高台用地となります。この高台用地は、南海トラフ地震による津波発生時に高知新港内で働く企業の従業員の方々や、クルーズ線の寄港時には、乗客・乗員などの緊急避難場所としての役割を果たすとともに、港湾利用型産業などを誘致して、県内企業の生産活動への波及効果や雇用の拡大につながることを目的に整備したものです。

今回、高知新港の高台用地の分譲を開始するために、地方自治法第96条第1項第8号及び、高知県財産条例第2条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

次のページ、高台用地の分譲方式につきまして説明します。高台用地は緊急避難場所としての機能に加えまして、第2期高知新港振興プランで掲げた土地利用計画をもとに、公共的な利活用として、防災や港湾の事業継続に係る使い方や、産業的な利活用として、輸出入などの産業振興や港のにぎわいに係る使い方をしていただく企業などに分譲し、利活用を図っていく方針です。

1つ目の用地概要に記載しています高台用地の特徴としましては、想定される最大クラスの津波でも浸水しない高さを確保しています。また、大水深岸壁に隣接していることから、海運の利用も有利になります。

次に分譲の内容としましては、面積は2万7,868.53平方メートル以内、予定額は3億9,573万3,126円以内で、1平方メートル当たりの単価は1万4,200円としております。分譲単価につきましては参考として記載していますが、ことし10月段階での不動産鑑定額では1万4,200円。また、西日本の臨海型企业用地の分譲単価を調査しましたところ、10カ所で該当し、分譲単価は9,500円から2万6,000円で、平均しますと1平方メートル当たり1万6,746円となっています。また高台用地は、港湾特別会計事業で整備しているこ

とから、その収入と支出の収支バランスがすり合う単価としまして1万4,150円となり、これらを総合的に判断しまして、鑑定評価額の1万4,200円を採用しました。

次に、資料の左側の一番下の対象企業ですが、新たな雇用創出や輸出入などの増加などが見込まれます製造業や流通業、倉庫業などに加え、近年増加していますクルーズ船の寄港時には乗客や乗員、また、県民の憩いの場として、飲食サービス業などを含めるなど、幅広い業種を対象としています。

資料右側上の分譲等の方法は、申し込み者のニーズにできる限り沿うよう、一括分譲や割賦分譲、また、リースも可能とし、分譲する区画の面積についても一括または区画割で分譲することとしております。

次の分譲の条件につきましては、必須条件としまして、南海トラフ地震発生時に港で働く方々やクルーズ関係者の緊急避難場所として敷地を利用させていただき協定を県と締結していただきます。利活用条件としまして、まだ案段階ではありますが、高知新港を利用した輸出入などの実施や、災害発生時の支援物資の抛出や受け入れ等の協力、また、港のにぎわいづくりや県産業振興計画の目標達成などに貢献していただくことを条件と考えています。また、その他の条件としまして、近年、クルーズ船の寄港がふえていることも踏まえ、お客様の快適性や満足度の低下を招く施設でないことを条件としています。

次に、公募期間につきましては、より多くの企業から応募をいただきたいと考えており、多くの時間をとり検討重ねていただくために、約半年間と設定しています。

最後に、今後のスケジュールですが、今議会で処分議案の議決をいただきますと、翌年1月下旬をめどに公募を開始し、8月には譲受人等選定委員会を開催し、8月下旬には譲り受け人を決定したいと考えています。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎依光委員 指定管理のところが高知ファズの部分ですけれども、資料見ていたときに、管理代行料の第2期の部分と、今回の管理料で指定代行料ってなっているんで、ここの金額がふえていると。以前、議会のほうで高知ファズの指定管理料で、外国船が来たときの対応とかもふえて、なかなかしんどいという話もあってふえたのかなと思いますが、そもそも名称が管理代行料と指定代行料とちょっと違うんで、考え方も違うかもしれないんですけれども、そこら辺はどういう状況でしょうか。

◎小森港湾・海岸課長 金額は、平成30年と比べますと3,000万円程度上がっています。ふえた要因としましては、来年度から、ことし3月にオープンしました客船ターミナルとその周辺の埠頭用地、それと今年度末に整備が完了する予定のガントリークレーンといった施設、5つの施設の管理が追加されます。それと、委員お話のとおり客船を従来23隻とか30隻というものを、今回、先ほど振興課の説明もありましたが、基本として50隻の寄

港があったものとして、必要な人件費を計上しています。

◎依光委員 変動もあろうかと思うんで、そこら辺もフォローして。個人的に思うのが、この指定管理者制度ではありますけれども、相当専門性の高い人もいないといけないので、実質は同じところが受けるのかなと想像しているのですが、人材育成とかも含めた形で、しっかりした運営ができる形をとってもらいたいと要請します。

それと客船ターミナル、新しくできて、利用もこれから来年に向けてということだと思いますけれども、使われていないときにはいろいろな活用方法も検討するということで、一つよさこいの練習場ということもありましたが、1年たって、どういった使用状況でしたか。

◎小森港湾・海岸課長 確かに、よさこいの練習場としては、今年は非常に雨も多かったこともありまして何回か利用していただいています。それと、その他目的外使用として会議場であるとか展示会も想定しているんですけども、場所的にちょっと市内から離れていることもあって、今のところ申し込みがない状況です。

◎江口港湾振興課長 よさこいのチームへの貸し出しですが、今年度は4団体、延べ5日貸し出しをしております。

◎依光委員 個人的に、そもそも暑いんじゃないかなとか思ったんですけども、使い勝手のところで、冷房とかをしっかりと入れんと、結構、金属で囲われた建物という印象やったんで、冷房代とかも結構かさむとか思いますが、利用者の使い勝手をよくしてもらいたいです。そこら辺、何か要望とかあったんであれば教えていただきたいです。

◎江口港湾振興課長 冷房もつけてやれるようになっておりまして、非常に好評だと伺っております。

◎依光委員 せっかくの建物ですし、にぎわいということでもいいと思いますし、よさこいチームがそこで日ごろ練習していたら、何かイベントやるときも、ホームというわけでもないですが、そういうお迎えの意識とかも出てこようかと思うんで、そこら辺は使い勝手が良いように、要望も聞いていただければと要請をしておきます。

◎塚地委員 高台用地の分譲の方針のところのことなんですけれども、分譲等の方法として一括分譲という、結構広いところを一括して買っていただけたところが出てくるかもしれないという、方法の問題と条件の問題をここで記載してくださっていて、それで、最大の目的は、あそこの高台に皆さんが逃げただけができるということが、絶対に保障されないといけないんで、そこは大事にした考え方で、今後やってくださるんだと思うんですが、8月の下旬に譲渡人等の選定委員会が開かれますよね。そこは一定、相手が民間の可能性が大きいんで、どこまで公表・公開できるかわからないんですけども、そこはどんな考え方を持っていらっしゃるんですか。

◎江口港湾振興課長 通常の企業分譲の場合でも、この企業に分譲していいかということ

で、条件とかの検討をする形になっております。そういう場合に、主に普通の企業分譲である場合は、割と行政の職員といいますか、県庁内部の部長級とかで評価をして出すことはございます。今回の部分につきましては、港の関係者とか、港に関する有識者みたいな方々を入れて、新港として一番いい使われ方は何だろうかという部分で、審査をしていたきたいので、そういう方々も入れて審査を行いたいと考えております。

◎塚地委員 その審査の過程とか、審査の結果の公開は、どうなりますか。

◎江口港湾振興課長 通常の企業誘致の選定の過程と同じような形をとりたいとは考えておきまして、ただ、今回の部分につきましては、ある程度、企画提案的な部分も出てきますので、そういう意味ではプロポーザルみたいな形で、その審査の過程は、どこまで公開できるのかというのはありますが、考えていきたいです。

◎塚地委員 できましたら、途中経過的に委員会のほうにも、大体こんな感じで応募きていますよということも、お知らせいただいたらと思います。

◎江口港湾振興課長 今の段階では、7月末ぐらいまでの募集期間を考えております。6月議会等には一定の御報告ができるのではないかと考えています。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

以上で土木部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎土居委員長 続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈都市計画課〉

◎土居委員長 はりまや町一宮線、はりまや工区について都市計画課の説明を求めます。

◎小松都市計画課長 それでは、土木部報告事項にあります都市計画課の資料をお開きください。都市計画道路、はりまや町一宮線、はりまや工区の整備について報告します。

初めに、これまでの経緯及び今後の予定を御説明いたします。まず、工事中断から工事再開までについてです。はりまや町一宮線のはりまや工区につきましては、新堀川の水辺空間が大切であるという声の高まりなどから、平成23年3月に工事を一旦中断しました。工事中断の間も着手依頼を行ってきました新堀川の環境調査や交通量調査を継続して実施し、一定のデータが蓄積できたことから、平成29年度に整備のあり方について意見をいただくため、地域住民の方々や有識者などで構成するまちづくり協議会を立ち上げました。

この協議会では、2回のパブリックコメントなどにより、県内外の皆様からいただいた多くの意見を踏まえ、資料右上にありますように4つのテーマ、1交通の安全、2希少動植物の保全、3歴史・文化の保全、4まちづくりについて議論を重ねてきました。そして、平成30年2月に協議会から、希少動植物が生息する自然環境や新堀川かいわいに残る史跡

などと調和を図り、安全で安心できる道路整備を進めるためには、新たな道路計画案がふさわしいとの提言をいただきました。また、同年4月には高知市長から、子供たちの安全確保のため、新たな道路計画案により早期に整備を進めていただきたいとの御意見をいただいております。こうした協議会からの提言や高知市の意見を踏まえ、平成30年6月議会において、工事再開を表明し、関係する補正予算の可決をいただいたところです。

次に2ページをお願いします。工事再開からこれまでに経緯です。協議会からいただいた提言内容を実際に工事現場で実現させることを目的として、平成30年11月に工事アドバイザー会議を設置し、提言にある4つのテーマそれぞれの専門家の方から助言や提案をいただいております。そして、11月25日に開催しました第4回会議において、さまざまな助言、提案を踏まえた整備の具体的な内容について、工事アドバイザーの皆様を確認いただいたところです。

今後は、来年早々に工事に向けた地元説明会を予定しており、地元住民の皆様にご理解をいただいた上で工事に着手したいと考えております。

それでは、整備の具体的な内容について4つのテーマごとに説明します。次のページをお願いします。

1点目の交通についてです。交通の課題を解消し、環境や文化に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。まず左上の安全について、現状の歩道は狭く通学する子供たちも危険な状態ですので、3メートルに拡幅し、歩行者の安全を確保したいと考えています。

次に、右上の快適についてですが、現状は2車線で朝夕は大変混雑しており、この区間を4車線として整備することにより、快適な通行を確保したいと考えてます。

次に、左下の水辺の生態系に配慮した道路設計についてです。2つの断面図にありますように、工事中断時の計画から線形及び植樹帯などを見直すことにより、水辺空間を最大で5.5メートル広げることができました。また、右側の項目の石垣に配慮した道路設計では、断面図にありますように、工事中断時の計画では既存の石垣をすべて撤去する予定でしたが、くいの配置計画や大きさ、床版厚さなどを見直し、石垣をできるだけ現位置に保存する設計としております。

次のページ、2点目の希少動植物については、水辺環境を向上し、生態系を保全した水辺環境づくりを目指します。左の平面図の上が北の高知駅方面、下が南の国道32号方面です。まず、現在、川を覆っている駐車場を撤去し、さらに、横堀公園を切り込むことにより、日の当たる水辺空間を現状より約20%拡大する設計としております。整備の際は、新堀川の水辺環境を干潟ゾーン、水面ゾーン、そして干潟と水面ゾーンという3つのゾーンに区分して行います。

まず、上段の干潟ゾーンは、干潟の整備を行うものとし、シオマネキやトビハゼの生息環境に配慮した高さや底質の幅、深さや勾配等に設定しています。

中ほどの水面ゾーンは、コアマモの育成場として干潮時でも一定の水深が確保できる河床の高さや、日の当たる水面の幅を確保し、コアマモの生育に適した環境を創出します。

下段の横堀公園前となる干潟と水面ゾーンでは、新堀川の中で最も多くの希少動植物が生息する場所の一部が道路の下となることから、この生息環境を確保するため、横堀公園を一部切り込んだ範囲に干潟と水面を造成します。さらには、右上の移植計画にありますように、希少動植物を造成した公園前の干潟などに移植して、移植先の状況も確認しながら工事を進めていきたいと考えています。また、その下にありますように、希少動植物の生育状況について、工事中、さらに工事完成後もモニタリングを行ってまいります。また、この取り組みを小学校の環境学習などにも活用していただきたいと考えています。

次のページ、3点目は、歴史・文化ということで、石垣の保存により歴史が語り継がれる風景づくりを目指します。基本的には、現況の石垣は保存するという整備方針です。例えば、上の青枠で囲っています西側の石垣につきましては、完成後は道路に覆われる部分ですが、工事に影響する上部2石ほど取り除いて再利用するほかは、既存の石垣をそのまま保存します。

東側の石垣ですが、一番左の緑色の四国銀行前は、工事の影響を受けませんのでそのままの保存となります。赤色で囲っている横堀公園前につきましては、新堀川の中で最も古い江戸末期に築かれたと推定されていますので、今の石材、形状、勾配でそのまま背後に移築をしてまいります。右の現在、駐車場に覆われてますコンクリート擁壁部については、現存する写真を参考に、また、現状でも新堀川の石垣で一番多く残っていることから、布積みでの石垣を創出していきたいと考えています。

次のページをお願いします。最後に、まちづくりについてです。歴史や生態系を核とした市民の活動を生み出す環境づくりを目指して、2つの柱で構成しています。

まず1つ目は、左上の枠にある学びの場です。新堀川は城下町の周りの惣構えの一部としてつくられて以来、都市の発展に伴い、その役割、姿を変えてきました。そして今でも亀甲崩しや布積みなど、人々の営みの変化が感じられる堀の石垣が残されています。このことから、これらの石垣を保存し、歴史看板を整備することによって、地域の皆様に都市の営みの歴史を深く知っていただく学びの場になればと期待しております。

2点目としまして、右の枠にある観察の場です。今回整備した道路から希少動植物を観察しやすくしたり、右下のように希少動植物をキャラクター化するなど、子供たちや地域の方々が親しみやすい環境をつくっていきたいと考えています。さらには、希少動植物の生態を解説する説明板を設けまして、学びの場としても活用していただければと考えています。その下の平面図は、これらの歴史や希少動植物の情報を発信する総合情報板や、希少動植物や石垣を説明する個別解説板の配置を示しており、子供たちや地域の住民の皆様、さらには、観光に訪れた皆様に活用していただきたいと考えています。

以上が第4回アドバイザー会議で確認いただいた計画の内容です。工事中もアドバイザーの方には随時アドバイスをいただきながら、実施していきたいと考えています。

以上で都市計画からの報告を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います

◎塚地委員 11月25日に開かれたアドバイザー会議で出された御意見は、具体的にどんな御意見がありましたか。以上よしということになったのか、まだちょっと改良点がありますよと言われたのか。

◎小松都市計画課長 事務局のほうから1回から3回までいただいた意見を整理した、この案を説明させていただいて承認をいただきました。ただその中で、特に歴史を感じさせる石垣について、職人とのつながりですとか石材の話とか、結構専門家からの話に皆さん興味を持たれまして、いろいろ勉強しながらやりたいので、工事中もぜひ随時報告をいただきたいという意見をいただきました。

◎塚地委員 本来でしたらまちづくり協議会の段階で、この石垣とか、そういう歴史的なことにふさわしい方が入って、まちづくり協議会をすべきだったと私は思います。それが工事に入ることになって、どういう工事方法にしますかということになって、そこが大事なんだということになって、検討自身に、私どもはちょっと納得いかないことがあってきたなとは思っているんです。

県も随分と色々な御意見も取り入れていただいて、工夫を重ねてきていただいていると思うんですけれども、結局は一番古い大事な史跡的な石垣は、移築という形になりますよね。形状も同じものを使ってという工夫はされているんだと思うんですが、でもやっぱり文化財が持つものというのは、そこにかつてからあった本物があるということが大事なので、そういう点は、なかなか納得いかないものも、専門家の方も含めて、あるなということはお伝えしておきたいなと思います。それで、来年早々に地元説明会されると言われていましたけれども、それは大体どういう範囲の皆さんの参加を想定されて、呼びかけられるようにしていますか。

◎小松都市計画課長 来年早々の地元説明会につきまして、現在、土木事務所のほうで準備をしているところですが、大体あそこの現場を中心として、ざっと4,000世帯余りに案内状をお配りするということで、準備をしています。

◎塚地委員 さまざま工夫はされてきたんだと思うんですが、まだ、今後も地元の皆さんの御意見や工事アドバイザーの皆さんの御意見もありますので、また、慎重に進めていただきますように、それは、私からの要請です。

◎石井委員 会議で工法が少しずつ変わったりとか、配慮したりとかという施工方法になったりということで、事業費は上がっていく方向ですか。

◎小松都市計画課長 事業費でいきますと、2年前に再開を表明する前後で残事業という

ことで約 38 億 7,000 万円という数字を試算をしております。その後は、まだ試算の見直しはできていないんですが、今まさに詳細設計とかしている中で、改めて、概算工事費を検証していきたいと考えています。

◎石井委員 事業費的なものだけでなく工期とか、品質的なものとか、細かいことをかえると、そこで強度がちょっと不足したりとかみたいなことに、まさかなってはいけないので安全性とか、あと一般の方が工事を見たいとか、工事中の安全性の確保みたいなこともあるんで、その辺、いろいろ意見も聞きながらやるのは、すごくいいと思うんですけども、工事はしっかり安全を確保しながらいいものをつくってということが大事だと思っていますので、その辺、しっかりやっていただければと思っています。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で都市計画課を終わります。

以上で土木部を終わります。

採決の前に、休憩します。

(休憩 15 時 25 分 ～ 15 時 28 分)

◎土居委員長 それでは再開します。

お諮りいたします。執行部より説明を受け審査いたしました予算議案 2 件、条例その他議案 11 件についてこれより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定しました。

それでは、これより採決を行います。

第 1 号議案「令和元年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 1 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 3 号議案「令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 3 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 7 号議案「高知県流域下水道の設置等に関する条例議案」を原案どおり可決すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第11号議案「高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号議案「高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第17号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号議案「高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第19号議案「高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第20号議案「高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号議案「県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 24 号議案「国道 439 号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 24 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 25 号議案「県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 25 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 26 号議案「国道 493 号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 26 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第 27 号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの浄化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎土居委員長 全員挙手であります。

よって、第 27 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

◎川村中山間振興・交通部長 退席の前に、午前中の報告事項で、とさでん交通ののですかの使用率についての御質問ですが、とさでんに今問い合わせしており、ちょっと調いませんで、来週、資料をお配りさせていただくということで御了承お願いいたします。

（執行部退席）

《閉会》

◎土居委員長 12 月 24 日火曜日は午前 10 時半から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎土居委員長 それでは、本日の委員会はこれで閉会します。

（午後 3 時 31 分閉会）